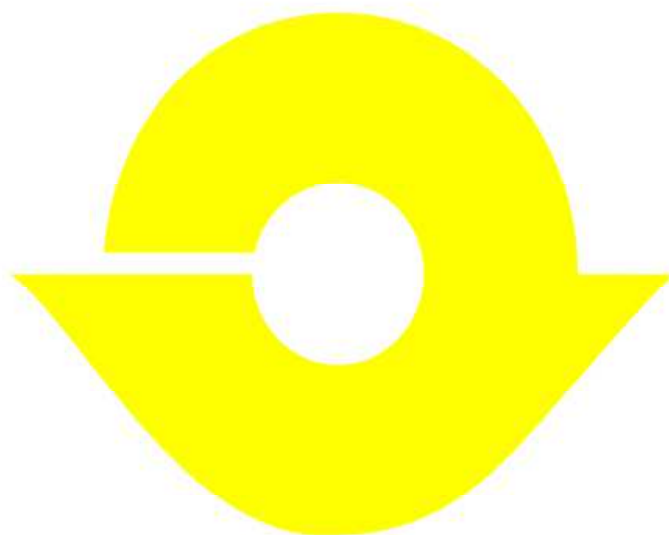


湯前町下水道事業経営戦略策定

令和 8 年度～令和 17 年度

(2026 年度～2035 年度)

報 告 書



令和 8 年 3 月

湯前町 建設水道課

目次

1 経営戦略策定の趣旨	1
1.1 下水道事業を取り巻く環境	1
1.2 国（総務省）の方針	2
1.3 湯前町下水道事業経営戦略策定の目的	3
1.4 計画期間及び目標年次	3
1.5 経営戦略策定手順	4
2 下水道事業の概要	5
2.1 下水道事業の計画諸元	5
2.2 下水道事業の現況	7
2.3 民間活力の活用等	13
2.4 経営比較分析表を活用した経営分析	14
3 将来の事業環境	17
3.1 行政区域内人口の予測	17
3.2 処理区域内人口の予測	19
3.3 有収水量の予測	21
3.4 污水管路施設などの新設計画	25
3.5 污水管路施設などの改築計画	25
3.6 マンホールポンプの改築計画	26
3.7 流域下水道建設負担金の見通し	27
3.8 組織の見通し	28
4 経営の基本方針	29
5 投資・財政計画の策定	30
5.1 計画策定にあたっての考え方	30
5.2 収益的収支における諸元設定	31
5.3 資本的収支における諸元設定	41
5.4 財政収支シミュレーション(基本パターン)	45
5.5 基本パターンの考察	45
5.6 持続可能な下水道事業運営に向けた目標設定	49
5.7 収入増加のための具体的取組及び実施時期	50
5.8 支出削減のための具体的取組及び実施時期	50
5.9 目標達成に向けた財政収支シミュレーションの作成	51
5.10 改善版財政収支シミュレーションの考察	52
6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	57

1 経営戦略策定の趣旨

1.1 下水道事業を取り巻く環境

我が国における下水道事業は、公衆衛生の確保・生活環境の改善・浸水対策・水質保全という目標のもと、明治33年の旧下水道法成立以降、国の発展に貢献してきました。

なかでも、高度経済成長期以降、都市化の発展や産業の急速な発達等に伴う衛生問題や水環境問題の解決のため下水道整備が進められた結果、令和5（2023）年度末の下水道施設の総量は、下水道管渠が約49万km、下水処理場が約2,200箇所にとどります。（国土交通省HPより）

近年では、それら施設の改築更新や維持管理をいかに行っていくかが大きな課題となっている一方で、人口減少、住民の節水意識の向上及び節水機器の普及等による有収水量の減少に伴う収入の減少も見込まれ、下水道事業をめぐる事業環境は厳しさを増しつつあります。

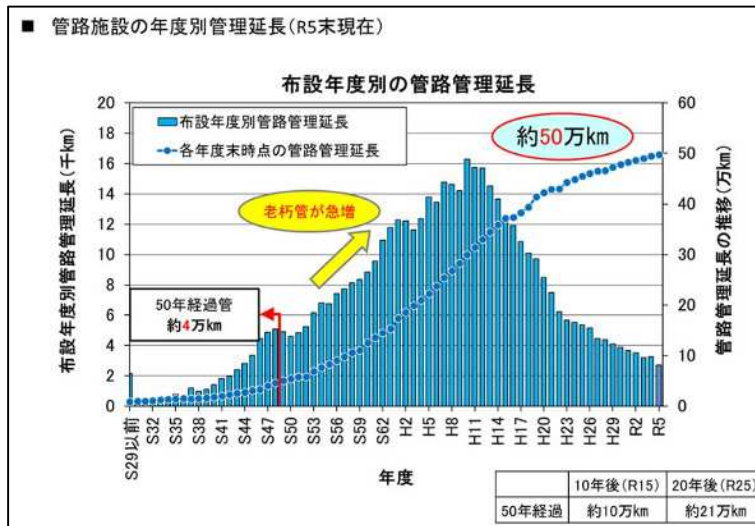


図 1-1 管路施設の年度別管理延長

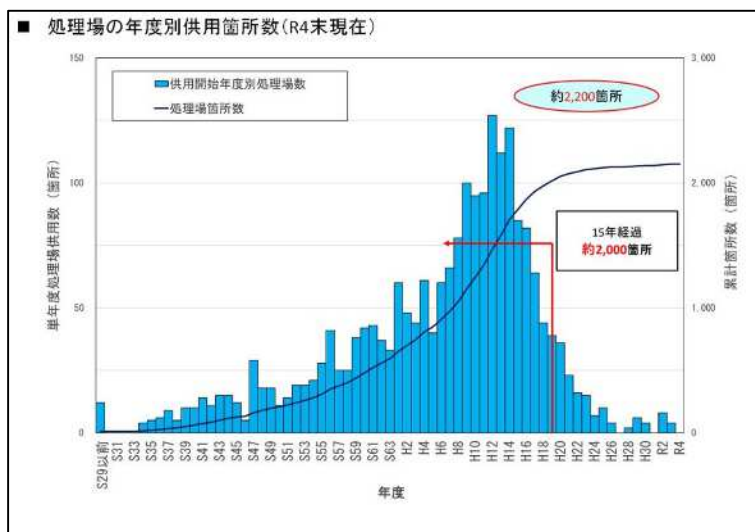


図 1-2 処理場の年度別供用箇所数

1.2 国（総務省）の方針

経営戦略は、平成 26(2014)年 8 月に総務省より通知された「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営健全化等の取組の一つとして策定することが求められました。

さらに、平成 28(2016)年 1 月には「経営戦略の策定推進について」において、令和 2(2020)年度までに経営戦略の策定率を 100%とすることとされており、下水道事業の高資本費対策に要する経費に掛かる地方税交付措置を講じるに当たっては、平成 29(2017)年度から経営戦略の策定が要件となっています。また、令和 4 年度に総務省より通達された「経営戦略」の改定推進について(令和 4 年 1 月 25 日付け)には経営戦略の見直し率を令和 7 年度までに 100%とする旨が記載されております。

経営戦略とは、公営企業における経営の基本計画であり、老朽化施設の大量更新時期の到来や人口減少に伴う使用料の減少等からなる経営環境の厳しさが増すなか、これらの問題を解消するために、「経営基盤の強化」と「財政マネジメントの向上」が求められます。つまり、この取組を具現化したものが「経営戦略」です。

下水道事業においては、『経営戦略策定・改定マニュアル』(令和 4 年 1 月)に、経営戦略に盛り込むべき内容が取りまとめられており、その概要は次表に示すとおりです。

表 1-1 下水道事業経営戦略における国の方針

大項目	中項目	内容
下水道事業の概要	下水道事業の現況	供用開始年度、処理区域内人口密度、使用料、組織体制等
	民間活力の活用等	包括的民間委託等の活用状況
	経営比較分析表を活用した現状分析	総務省の「経営比較分析表」を添付、経費回収率の確認
将来の事業環境	行政区域・処理区域内人口の予測	投資・財政計画に用いる収入・支出の根拠数値として取りまとめる
	有収水量の予測	
	使用料収入の見通し	
	施設の見通し	
	組織の見通し	
経営の基本方針	—	下水道事業を継続する上での経営理念や基本方針等
投資・財政計画 (収支計画)	投資・財政計画	収益的収支と資本的収支に分類し、収支見通しを予測する
	投資・財政計画の説明	計画の根拠及び考え方をとりまとめる
	今後検討予定の取組の概要	将来の各種取組の概要を記載
経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	—	進捗管理(モニタリング)や見直し(ローリング)等の経営戦略の事後検証、改定等に関する考え方を記載

1.3 湯前町下水道事業経営戦略策定の目的

本町における特定環境保全公共下水道事業（以下、「下水道事業」と言う。）については、管路施設やマンホールポンプ等多くの施設を有しており、将来的に更新費用が増大していくことが見込まれます。また、湯前町全体の人口も減少していくことが予想され、本町下水道事業の経営状況は、ますます厳しいものとなるが見込まれます。また、本町下水道事業では令和6（2024）年4月1日より公営企業会計方式（全部適用）へ移行を行うことで経営の透明化を図るとともに、適切な経営状況の把握が可能となりました。

これらの状況に対応するため、本町下水道事業では将来にわたって住民生活に必要な下水道サービスを安心かつ安定的に提供していくことを目的に、本経営戦略を策定します。

計画策定にあたり、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の更新費用に加えて、物価上昇等も考慮して料金改定や経営改革、効率化の検討を行います。

なお、経営戦略は、3年から5年ごとに見直し、PDCAサイクルを働かせることが必要とされています。

1.4 計画期間及び目標年次

下水道事業における経営戦略の計画期間は、総務省発出の『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』と『経営戦略策定・改訂ガイドライン』によって、個々の団体・事業を取り巻く環境、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10年以上の合理的な期間を設定することが必要だとされています。その中でも、投資・財政計画にあたる「投資試算」や「財源試算」については30～50年超の推計を行うことが求められています。

以上を踏まえ、本経営戦略の計画期間は10年間（令和8(2026)年度～令和17(2035)年度）とし、投資・財源試算期間は30年間（令和8(2026)年度～令和37(2055)年度）とします。

【計画期間】

10年間（令和8(2026)年度～令和17(2035)年度）

【投資・財源試算期間】

30年間（令和8(2026)年度～令和37(2055)年度）

1.5 経営戦略策定手順

本経営戦略は、本町が有する下水道事業について、現況を確認することから始まり、次に将来の事業環境を設定し、それら条件を基に事業ごとの財政収支を予測し事業が継続的に運営可能かどうかを検討します。

ここで財政収支においては、持続可能な下水道事業を運営できるよう、将来的な経営方針や基準値等を定め、それらを満足するような計画を策定します。

具体的な策定手順は以下に示すとおりです。

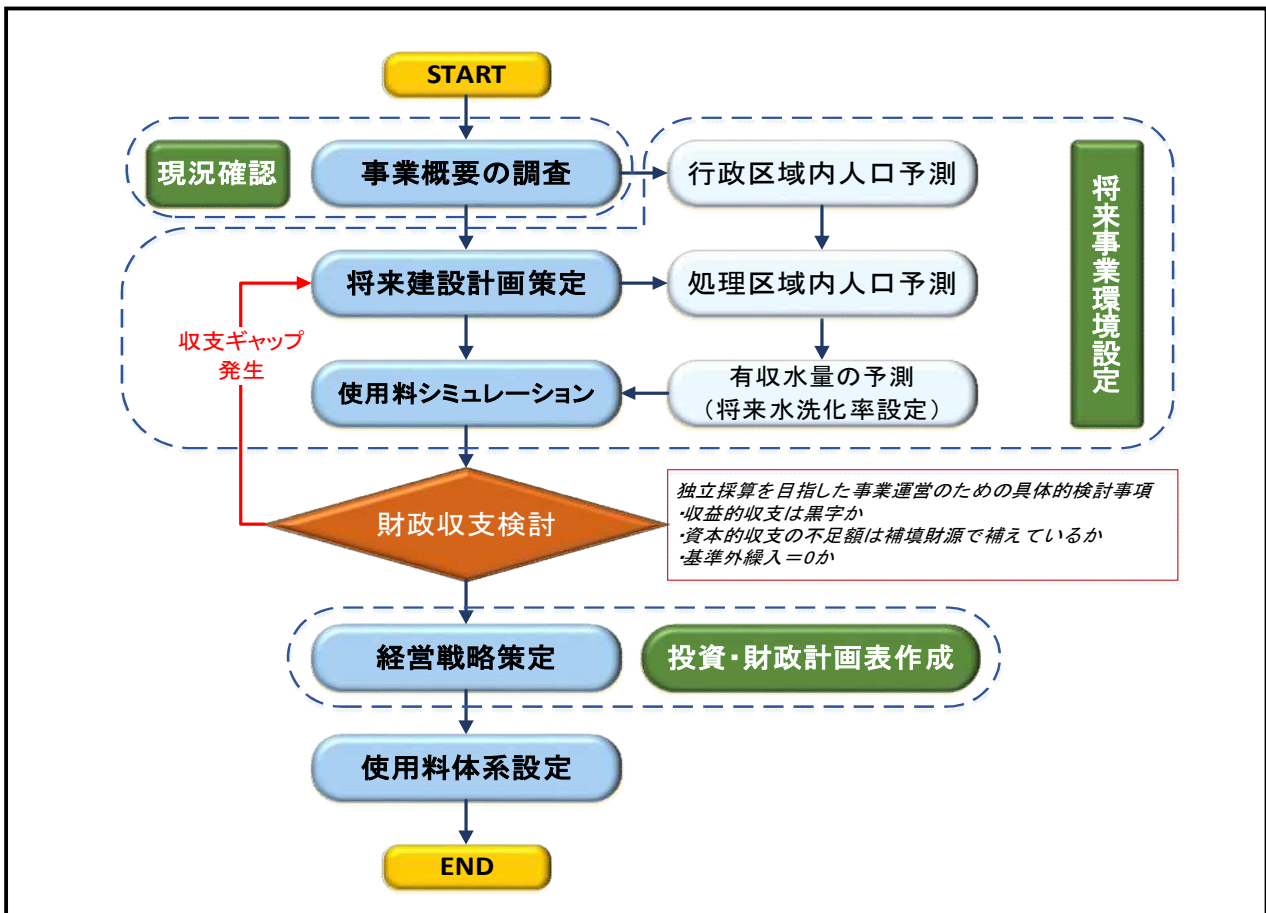


図 1-3 経営戦略の実施フロー

2 下水道事業の概要

2.1 下水道事業の計画諸元

本町特定環境保全公共下水道事業は整備が完了している状況です。以下に、本町特定環境保全公共下水道事業における現計画の概要を示します。

表 2-1 湯前町特定環境保全公共下水道事業計画諸元

項目	全体計画	事業計画
建設事業開始年月日	平成 9 年 4 月 1 日	
供用開始年月日	平成 13 年 4 月 1 日	
法適用年月日	令和 6 年 4 月 1 日	
計画目標年次	令和 17 年度	令和 10 年度
計画面積	175ha	175ha
計画人口	1,670 人	1,990 人
家庭汚水量原単位 (地下水含む)	日平均：365 L/人/日 日最大：460 L/人/日 時間最大：740 L/人/日	
計画汚水量 (観光排水、工場排水含む)	日平均：610 m ³ /日 日最大：768 m ³ /日 時間最大：1,236 m ³ /日	日平均：726 m ³ /日 日最大：915 m ³ /日 時間最大：1,473 m ³ /日

※「令和 4 年度湯前町特定環境保全公共下水道事業計画書(変更)」より

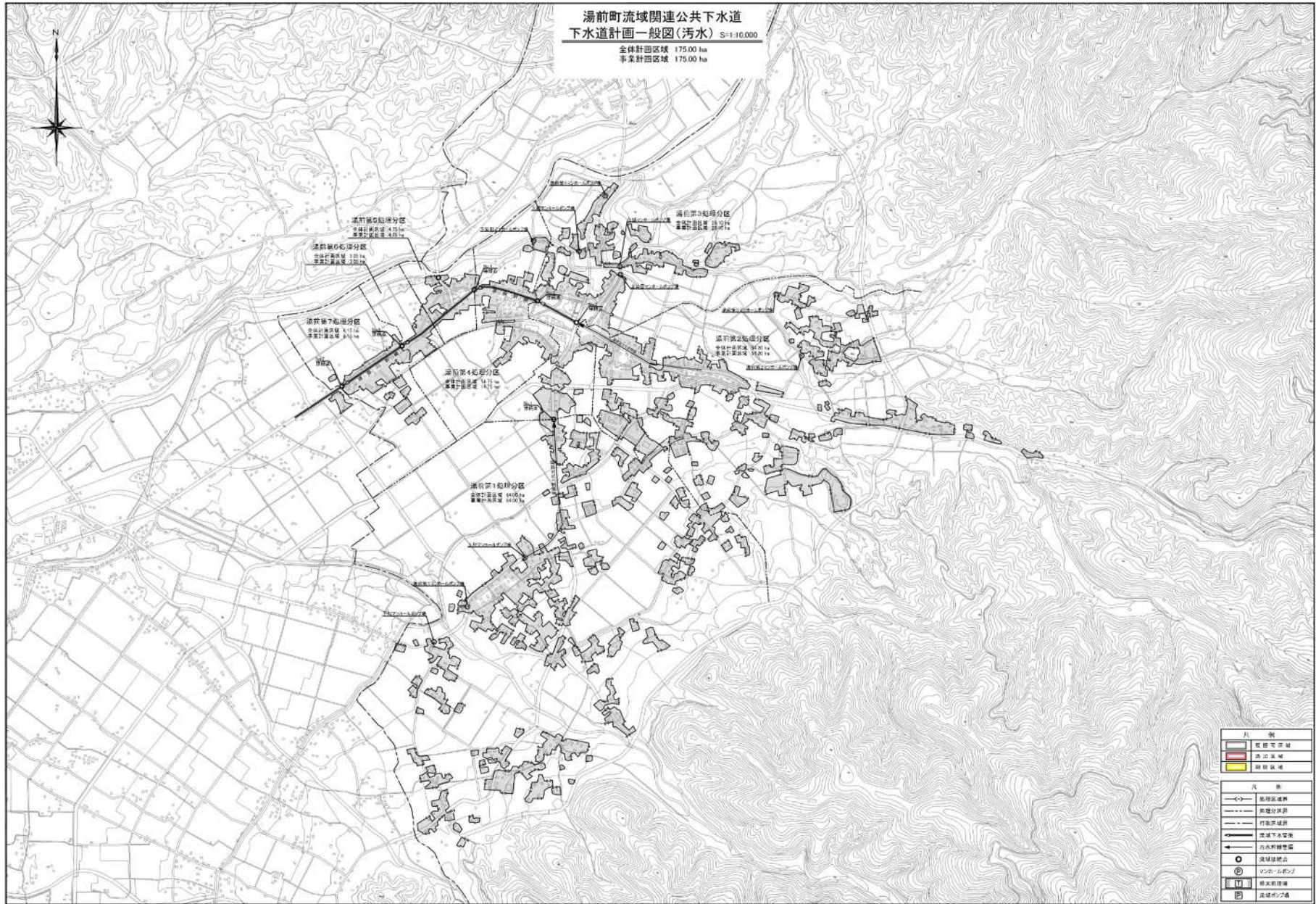


図 2-1 下水道計画一般図

2.2 下水道事業の現況

(1) 特定環境保全公共下水道事業の現況

本町の下水道事業は管路施設、マンホールポンプから構成されており、平成9（1997）年4月に事業着手し、平成13（2001）年4月に供用開始しています。

その後、現在に至るまで整備事業を重ね、令和6（2024）年度末時点における下水道処理人口普及率は81.7%であり、水洗化率は85.6%となっています。

また、令和6（2024）年4月より、地方公営企業法を適用し、経営成績や財政状況をよりの確に把握することが可能となりました。

表 2-2 特定環境保全公共下水道事業の現況（令和6年度）

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (23年)	法適(全部適用・一部 適用)非適の区分	令和6年4月1日 全部適用
処理区域内人口密度 (人/ha)	15.9	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	1処理区:湯前処理区(湯前第1~7処理分区)		
処理場数	無し		
広域化・共同化・最適 化実施状況	無し		

(2) 下水道使用料

現在、本町特定環境保全公共下水道事業の下水道使用料体系は、人頭制を採用しています。

表 2-3 料金体系の概要・考え方(1/5)

使用料体系の概要・考え方	区分	基本料	人数割(1人当り)	摘要
基本	一般世帯	1,200円	900円	人数割については、5人までを1人当たり左記金額とし6人目からは1人につき左記金額の半額を加算するものとする。
	一般世帯以外	1,200円	900円	人数割については、世帯人員と表2-4～表2-7により算出した合計人槽人数が、5人までを1人当たり左記金額とし、6人目からは1人につき左記金額の半額を加算するものとする。

表 2-4 料金体系の概要・考え方(2/5)

類似用途別番号	建物用途			算定人槽	
				処理人員	地域補正
1	集会場関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	人槽=0.08人×延べ床面積(m ²)	0.3
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	人槽=16人×総便器数(個)	
		ハ	観覧場・体育館	人槽=0.065人×延べ床面積(m ²)	
2	住宅施設関係	イ	住宅	人槽=【(延床面積(m ²)/(5人+-100/30))+実人員】÷2	1
		ロ	共同住宅	人槽=0.05人×延べ床面積(m ²)	
		ハ	下宿・寄宿舍	人槽=0.07人×延べ床面積(m ²)	
		ニ	学校寄宿舍・老人ホーム・養護施設	人槽=定員	

表 2-5 料金体系の概要・考え方(3/5)

類似用途別番号	建物用途			算定人槽		
				処理人員	地域補正	
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場・宴会場有	人槽=0.15人×延べ床面積(m ²)	0.3
				結婚式場・宴会場無	人槽=0.075人×延べ床面積(m ²)	
		ロ	モーテル	人槽=5人×客室数		
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホテル	人槽=定員		
4	医療施設関係	イ	病院・診療所・伝染病院・(厨房又は洗濯施設有)	300床未満	人槽=8人×ベット数(B)	1
				300床以上	人槽=2,400人+11.43人(B-300)	
			病院・診療所・伝染病院・(厨房又は洗濯施設無)	300床未満	人槽=5人×ベット数	
				300床以上	人槽=1,500人+7.14人(B-300)	
			診療所・医院	人槽=0.19人×延べ床面積(m ²)		
5	店舗施設関係	イ	店舗・マーケット		人槽=0.075人×延べ床面積(m ²)	0.3
		ロ	百貨店		人槽=0.15人×延べ床面積(m ²)	
		ハ	飲食店	一般の場合	人槽=0.72人×延べ床面積(m ²)	
				汚濁負荷が高い	人槽=2.94人×延べ床面積(m ²)	
				汚濁負荷が低い	人槽=0.55人×延べ床面積(m ²)	
		ニ	喫茶店		人槽=0.80人×延べ床面積(m ²)	

表 2-6 料金体系の概要・考え方(4/5)

類似用途別番号	建物用途			算定人槽		
				処理人員	地域補正	
6	娯楽施設関係	イ	玉突場・卓球場		人槽=0.75人×延べ床面積(m ²)	0.3
		ロ	パチンコ店		人槽=0.11人×延べ床面積(m ²)	
		ハ	囲碁・麻雀クラブ		人槽=0.15人×延べ床面積(m ²)	
		ニ	ディスコ		人槽=0.50人×延べ床面積(m ²)	
		ホ	ゴルフ練習場		人槽=0.25人×打席数	
		ヘ	ボーリング場		人槽=0.25人×レーン数	
		ト	バッティング場		人槽=0.20人×打席数	
		チ	テニス場	ナイター設備無	人槽=2人×コート面数	
				ナイター設備有	人槽=2人×コート面数	
		リ	遊園地・海水浴場		人槽=16人×便器数	
		ヌ	プール・スケート場		人槽=(20×便器数+120×小便器数)÷(8×1日平均使用時間)	
ル	キャンプ場		人槽=0.56人×収容人員			
ヲ	ゴルフ場		人槽=21人×ホール数			
7	駐車場関係	イ	サービスエリア 便所	人槽=6.15人×駐車場枳数	0.3	
			売店	人槽=1.5人×駐車場枳数		
		ロ	駐車場・自動車車庫			プール・スケート場と同じ
ハ	ガソリンスタンド		人槽=1営業所当たり20人			
8	学校施設	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校		人槽=0.25人×定員	1
		ロ	高校・大学・各種学校		人槽=0.31人×定員	
		ハ	図書館		人槽=0.08人×延べ床面積(m ²)	

表 2-7 料金体系の概要・考え方(5/5)

類似用途別番号	建物用途			算定人槽		
				処理人員	地域補正	
9	事務所	イ	事務所	業務用厨房設備有	人槽=0.075人×延べ床面積(m ²)	1
				業務用厨房設備無	人槽=0.06人×延べ床面積(m ²)	
10	作業所	ロ	工場・作業所	厨房設備有	人槽=0.75人×定員	1
			研究所・試験所	厨房設備無	人槽=0.30人×定員	
11	外の用途に属さない施設	イ	市場		人槽=0.02人×延べ床面積(m ²)	0.3
		ロ	公衆浴場		人槽=0.17人×延べ床面積(m ²)	
		ハ	公衆便所		人槽=0.17人×総便器数	
		ニ	駅・バスターミナル	乗客数10万人未満	人槽=0.008人×睽客(人/日)	
				乗客数20万人未満	人槽=0.010人×乗降客(人/日)	
		乗客数20万人以上	人槽=0.013人×乗降客(人/日)			

※小数点以下は、切り上げる。

表 2-8 条例上使用料及び実質的な使用料

年度	条例上の使用料※1 (20 m ³ あたり)	実質的な使用料※2 (20 m ³ あたり)
令和4年度	4,290円	3,540円
令和5年度	4,290円	3,380円
令和6年度	4,290円	3,000円

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの消費税込みの使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20 m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

(3) 組織

下水道事業は現在、建設水道課にて各種事務執行されており、令和6(2024)年度時点で損益勘定所属職員1名で運営を行っています。現行の組織体制は次表に示すとおりです。

表 2-9 職員数・事業運営組織に関する概要

職員数	建設水道課 10 人（その内下水道職員 1 人） ※建設水道課は会計年度任用職員 2 人、正規職員 8 人
事業運営組織	<pre> graph TD Mayor[管理者の権限を有する町長] --> Chief[建設水道課長] Chief --> Division[建設水道課] subgraph Division [建設水道課] subgraph SewerageBusiness [下水道事業] Management[管理係] Waterworks[水道係] Maintenance[整備係] DisasterRecovery[災害復旧係] end end </pre>

※令和 6 (2024) 年度時点

2.3 民間活力の活用等

表 2-10 民間活力の活用等の概要

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道の水質検査業務については流域下水道に事務局を設置し、流域関連市町村分を集約し、一括委託により実施している。
	イ 指定管理者制度	
	ウ PPP・PFI	現在、球磨川上流流域下水道において導入可能性調査を実施しており、その調査結果を踏まえて適用を検討する予定である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) ^{※3}	
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) ^{※4}	

※3 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

※4 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

2.4 経営比較分析表を活用した経営分析

公営事業において経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するため、他公営企業との比較可能な全国統一的な様式としてとりまとめられたものが経営比較分析表です。この図表で用いられる各種指標及び経営比較分析表は以下より示すとおりです。

表 2-11 経営比較分析表に用いられる指標等（その1）

項番	項目	算出式	説明
1	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表します。
2	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	営業収益に対する累積欠損金の状況を表します。 (累積欠損金: 営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)
3	流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	短期的な債務に対する支払能力を表します。
4	企業債残高対事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表します。
5	経費回収率 (%)	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}} \times 100$	使用料で回収すべき経費をどの程度賄えているかを表します。
6	汚水処理原価 (円)	$\frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$	有収水量 1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・維持管理費両方を含めた汚水処理にかかるコストを表します。
7	施設利用率 (%)	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を表します。
8	水洗化率 (%)	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表します。

表 2-12 経営比較分析表に用いられる指標等（その2）

項番	項目	算出式	説明
9	有形固定資産 減価償却率 (%)	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表し、資産の老朽化度合を示します。
10	管渠老朽化率 (%)	$\frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表し、管渠の老朽化度合を示します。
11	管渠改善率 (%)	$\frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	当該年度に更新した管渠延長の割合を表します。

経営比較分析表（令和6年度決算）

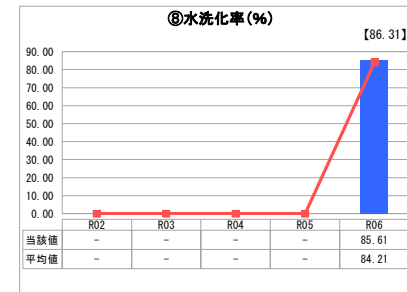
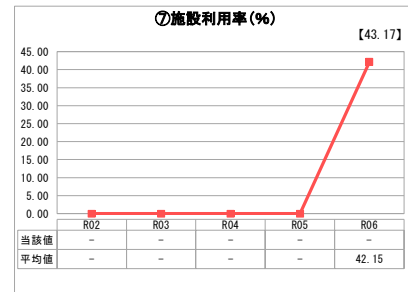
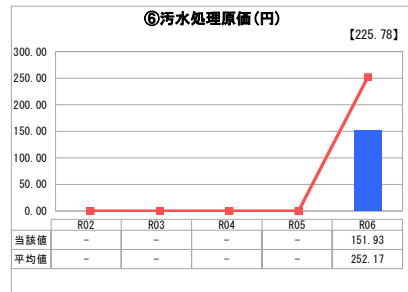
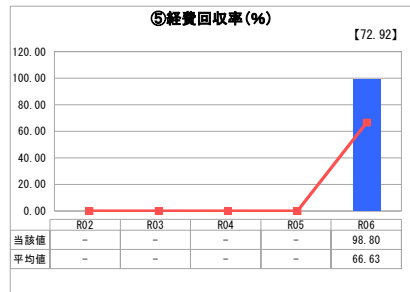
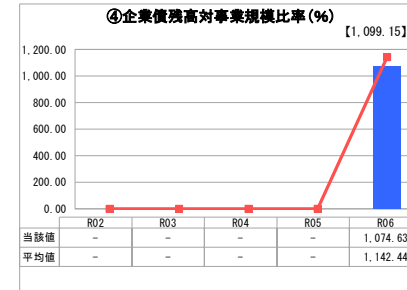
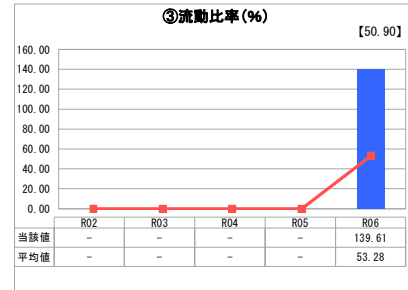
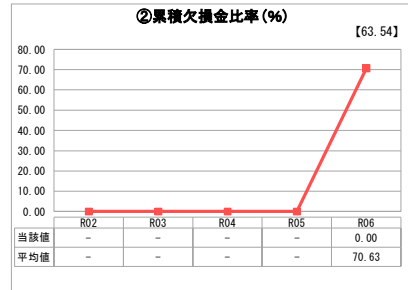
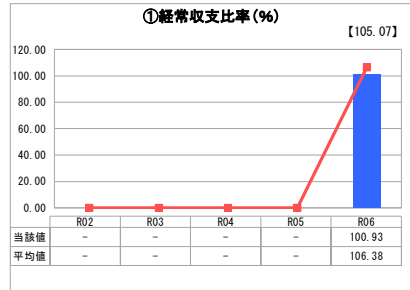
熊本県 湯前町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	77.23	81.71	100.00	4,290

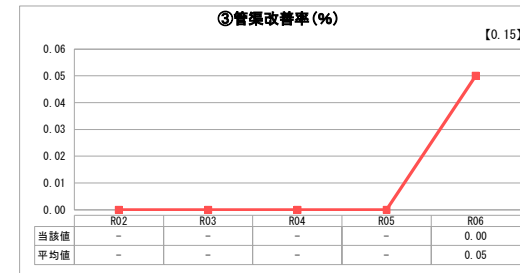
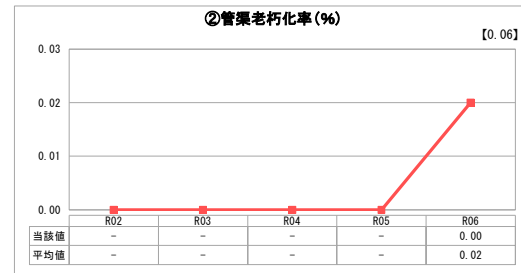
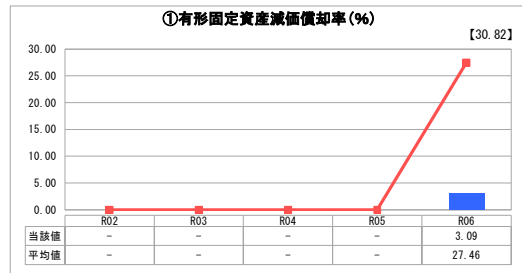
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,445	48.37	71.22
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,779	1.75	1,588.00

グラフ凡例	
■	当該団体値（当該値）
—	類似団体平均値（平均値）
□	令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率
類似団体平均と比較すると下っており、今後も継続して徴収を行っていく。令和7年度に経営戦略改定を行い、人口減少していく中で適正な料金を設定するために下水道使用料賦課方式を人頭制から従量制へ変更し、料金改定することを計画している。

②累積欠損金比率
累積欠損金は発生していない。

③流動比率
類似団体平均と比較すると上回っている。

④企業債残高対事業規模比率
類似団体平均と比較すると下っており、今後も適正な料金徴収に努める。

⑤経費回収率
100%を下回っているため適正な使用料収入の確保に注力する。

⑥汚水処理原価
人口減少に伴い有収水量は減少する見込みであるが実際には不明水の流入などにより増加しており、汚水処理原価も上昇している。

⑧水洗化率
下水道整備事業が完了したことにより今後大幅な増加は見込めないが、下水道接続補助事業を今後も継続していくため、下水道接続促進に努める。

2. 老朽化の状況について

本町はH13年度から下水道供用開始したため、全体的にみると新しいものが多いが、マンホール蓋やマンホールポンプ等耐用年数が短いものについては、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新を進めていく。

全体総括

近年では人口減少が顕著であり、下水道事業を進めていくうえで、汚水処理費の削減や使用料について精査を進めていかなければならない。本町においては、R6年度から公営企業会計へ移行し、中長期的な視点を持った経営を行っていくために料金改定を行い安定した収入を継続的に確保することが重要だと考える。

そのために経営戦略改定を実施、下水道接続促進のために接続補助事業を継続して行っていく。また、老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な改築更新事業にも取り組んでいく。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

3 将来の事業環境

3.1 行政区域内人口の予測

本町では、「第3期湯前町総合戦略(令和7年3月)」(以下、「総合戦略」という。)にて将来人口推計を公表しております。「総合戦略」では国立社会保障・人口問題研究所(以下、「社人研」という。)にて令和5(2023)年に公表されたデータにて将来行政人口を算出しており、本町への転出の抑制や移住促進等を考慮した「将来目標人口」を設定しております。

以上より、本経営戦略における行政人口は「総合戦略」に公表されている値を採用するものとします。また、「将来目標人口」は社人研推計値よりも多めの設定となっていることから、本経営戦略では安全側である令和5年度社人研値を将来行政人口として設定します。

なお、「社人研」将来行政人口は5年ごとに値が算出されているため、中間年度は直線補間にて将来行政人口を設定します。また、「社人研」将来行政人口は令和32(2050)年までのデータとなっているため、令和32(2050)年以降は令和31(2049)年から令和32(2050)年の増減率がそのまま続くものとして算定を行います。

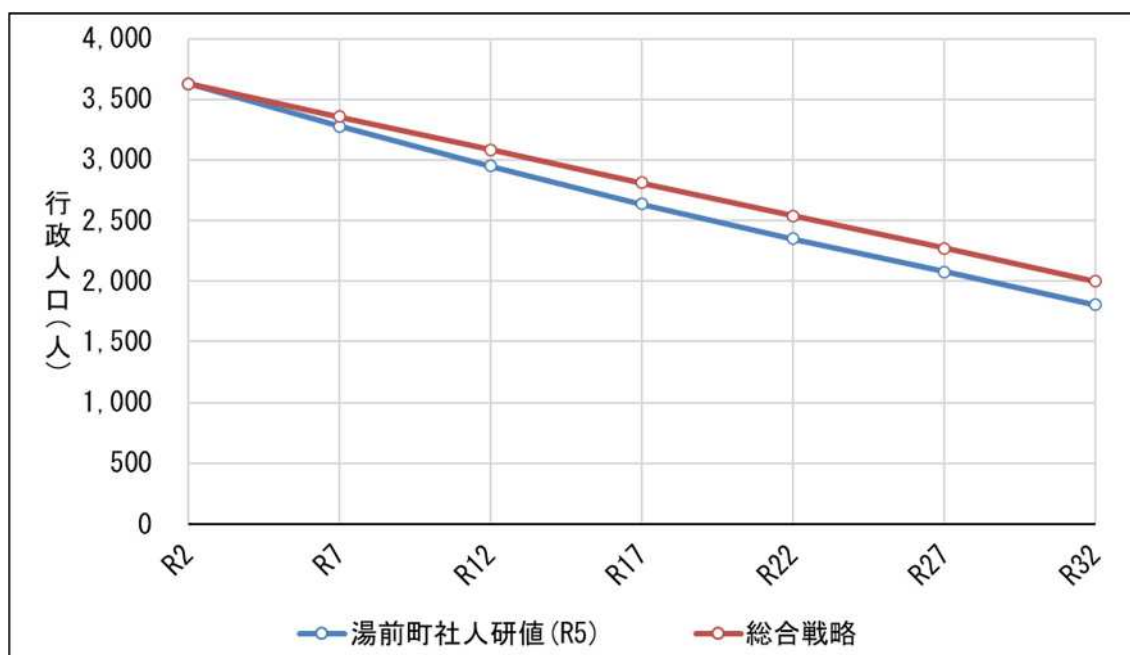


図 3-1 行政人口の差異

次頁に本経営戦略における行政区域内人口を示します。行政人口は令和 8(2026)年度から令和 37(2055)年度までに約 1,700 人減少する結果となっています。

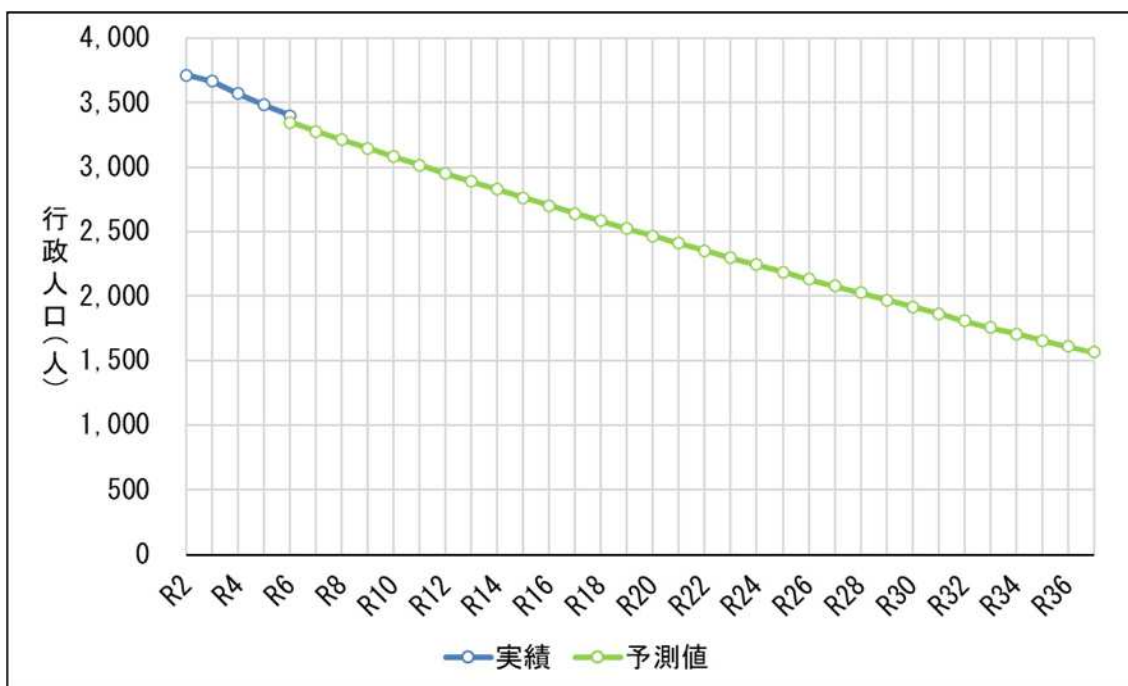


図 3-2 行政人口の推移

表 3-1 将来行政区域内人口

年度		行政人口(人)	年度		行政人口(人)
和暦	西暦		和暦	西暦	
R6	2024	3,347	R22	2040	2,352
R7	2025	3,278	R23	2041	2,297
R8	2026	3,212	R24	2042	2,242
R9	2027	3,146	R25	2043	2,187
R10	2028	3,080	R26	2044	2,132
R11	2029	3,014	R27	2045	2,079
R12	2030	2,950	R28	2046	2,025
R13	2031	2,888	R29	2047	1,971
R14	2032	2,826	R30	2048	1,917
R15	2033	2,764	R31	2049	1,863
R16	2034	2,702	R32	2050	1,809
R17	2035	2,639	R33	2051	1,757
R18	2036	2,582	R34	2052	1,706
R19	2037	2,525	R35	2053	1,657
R20	2038	2,468	R36	2054	1,609
R21	2039	2,411	R37	2055	1,562

3.2 処理区域内人口の予測

(1) 特定環境保全公共下水道事業

本町の特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口は、事業の整備が概ね完了していることから、行政人口同様に減少傾向が続くものと予測されます。

したがって、令和6年度(2024)の処理区域内人口を基準とし、行政人口の減少率を用いて予測を行います。

[処理区域内人口算出例]

令和7年度処理区域内人口

= 令和6年度処理区域内人口 × 令和7年度行政区域内人口減少率

= (2,779 人 × 0.964)

= 2,679 人

以降に、処理区域内人口の算定結果を示します。

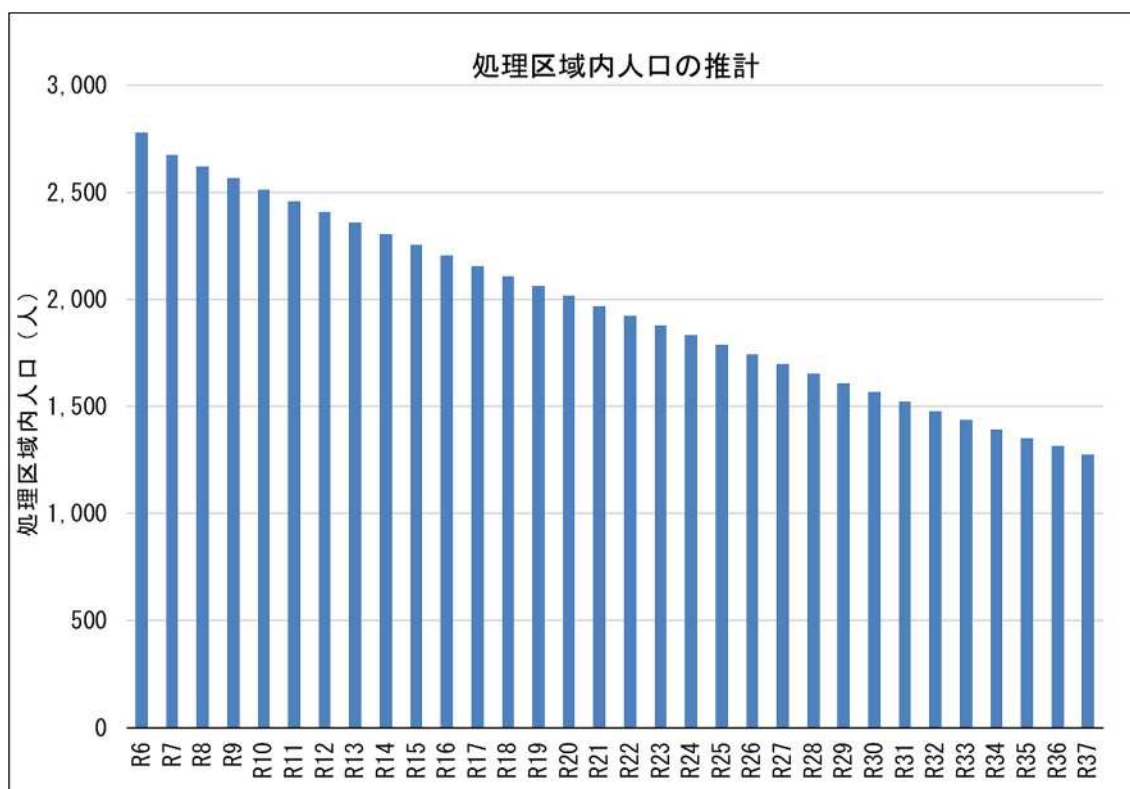


図 3-3 特定環境保全公共下水道事業における処理区域内人口の推移

(2) 予測結果まとめ

推計の結果、処理区域内人口は令和8(2026)年度から令和37(2055)年度で約1,347人減少する見込みです。

表 3-2 本町下水道事業における処理区内人口予測結果

年度	項目	行政区域内 人口減少率	特定環境保全 公共下水道事 業（人）	備考
R6	2024	97.7%	2,779	実績値
R7	2025	96.4%	2,679	以降予測値
R8	2026	98.0%	2,625	
R9	2027	97.9%	2,570	
R10	2028	97.9%	2,516	
R11	2029	97.9%	2,463	
R12	2030	97.9%	2,411	
R13	2031	97.9%	2,360	
R14	2032	97.9%	2,310	
R15	2033	97.8%	2,259	
R16	2034	97.8%	2,209	
R17	2035	97.7%	2,158	
R18	2036	97.8%	2,111	
R19	2037	97.8%	2,065	
R20	2038	97.7%	2,018	
R21	2039	97.7%	1,972	
R22	2040	97.6%	1,925	
R23	2041	97.7%	1,881	
R24	2042	97.6%	1,836	
R25	2043	97.5%	1,790	
R26	2044	97.5%	1,745	
R27	2045	97.5%	1,701	
R28	2046	97.4%	1,657	
R29	2047	97.3%	1,612	
R30	2048	97.3%	1,568	
R31	2049	97.2%	1,524	
R32	2050	97.1%	1,480	
R33	2051	97.1%	1,437	
R34	2052	97.1%	1,395	
R35	2053	97.1%	1,355	
R36	2054	97.1%	1,316	
R37	2055	97.1%	1,278	

3.3 有収水量の予測

有収水量は、人口減少傾向を考慮した水洗化人口の将来予測を行い、水洗化人口に一人一日あたり有収水量により算定します。

(1) 水洗化率の目標設定

将来の水洗化人口は処理区域内人口に水洗化率を乗じることにより推計しますが、下水道普及促進に伴い変動するため将来予測が必要となります。

本町特定環境保全公共下水道事業における令和4年度水洗化率は県内の類似団体の中で最も高い数値となっています。また、水洗化率は直近5ヶ年で微増傾向であり今後、水洗化に向けた斡旋等により上昇が見込まれます。したがって、計画期間である令和17(2035)年において、90.0%を目標として設定します。

なお、水洗化率は令和7(2025)年度の水洗化率を基準とし、目標値である90.0%まで均一に推移すると仮定します。

表 3-3 水洗化率の実績及び予測方法

項目	R2	R3	R4	R5	R6	予測方法
特定環境保全公共 下水道事業	83.0%	83.8%	84.2%	84.7%	85.6%	R17で90.0%を目標

[水洗化率算出例(特定環境保全公共下水道事業)]

$$\begin{aligned} \text{令和7年度水洗化率} &= \text{令和6年度水洗化率} + \text{単年度変化率} \\ &= 85.6\% + ((90.0\% - 85.6\%) \div 10) \\ &= 86.0\% \end{aligned}$$

単年度変化率は、令和17年度と令和7年度の水洗化率の差を、改定年度を含めた計画期間の10(年間)で除することにより算出しています。

以降に水洗化人口の予測結果を示します。水洗化人口は令和 8(2026)年度から令和 37(2055)年度にかけて約 1,200 人減少することが予想されます。

表 3-4 特定環境保全公共下水道事業における水洗化人口の予測結果

年度	項目	処理区域 内人口 (人)	水洗化 人口 (人)	水洗化率	年度	項目	処理区域 内人口 (人)	水洗化 人口 (人)	水洗化率
R7	2025	2,679	2,304	86.04%	R23	2041	1,881	1,693	90.00%
R8	2026	2,625	2,271	86.48%	R24	2042	1,836	1,652	90.00%
R9	2027	2,570	2,233	86.92%	R25	2043	1,790	1,611	90.00%
R10	2028	2,516	2,199	87.36%	R26	2044	1,745	1,571	90.00%
R11	2029	2,463	2,163	87.80%	R27	2045	1,701	1,531	90.00%
R12	2030	2,411	2,127	88.24%	R28	2046	1,657	1,491	90.00%
R13	2031	2,360	2,093	88.68%	R29	2047	1,612	1,451	90.00%
R14	2032	2,310	2,058	89.12%	R30	2048	1,568	1,411	90.00%
R15	2033	2,259	2,024	89.56%	R31	2049	1,524	1,372	90.00%
R16	2034	2,209	1,988	90.00%	R32	2050	1,480	1,332	90.00%
R17	2035	2,158	1,942	90.00%	R33	2051	1,437	1,293	90.00%
R18	2036	2,111	1,900	90.00%	R34	2052	1,395	1,256	90.00%
R19	2037	2,065	1,859	90.00%	R35	2053	1,355	1,220	90.00%
R20	2038	2,018	1,816	90.00%	R36	2054	1,316	1,184	90.00%
R21	2039	1,972	1,775	90.00%	R37	2055	1,278	1,150	90.00%

(2) 一人一日あたり有収水量

特定環境保全公共下水道事業における一人一日あたり有収水量の実績は次表に示すとおりです。ここで、表中の一人一日あたり有収水量とは有収水量の総量から水洗化人口で除した水量を示しています。

表 3-5 一人一日あたり有収水量の実績

項目	R2	R3	R4	R5	R6
有収水量 (m ³ /日)	866	883	896	910	943
水洗化人口 (人)	2,518	2,513	2,463	2,409	2,379
一人一日あたり有収水量 (L/人/日)	344	351	364	378	396

※一人一日あたり排除量 = 有収水量 ÷ 水洗化人口 × 1000

上表のとおり一人一日あたり有収水量は微増傾向となっておりますが、将来大幅な増加は見込まれないことが予想されるため、将来における特定環境保全公共下水道事業の一人一日当たりの有収水量は令和2年度から令和6年度の平均値 367(L/人/日)とします。

(3) 有収水量の予測

将来における有収水量は、将来の水洗化人口に一人一日あたり有収水量を乗じて設定します。以降に将来の有収水量の見通しを示します。

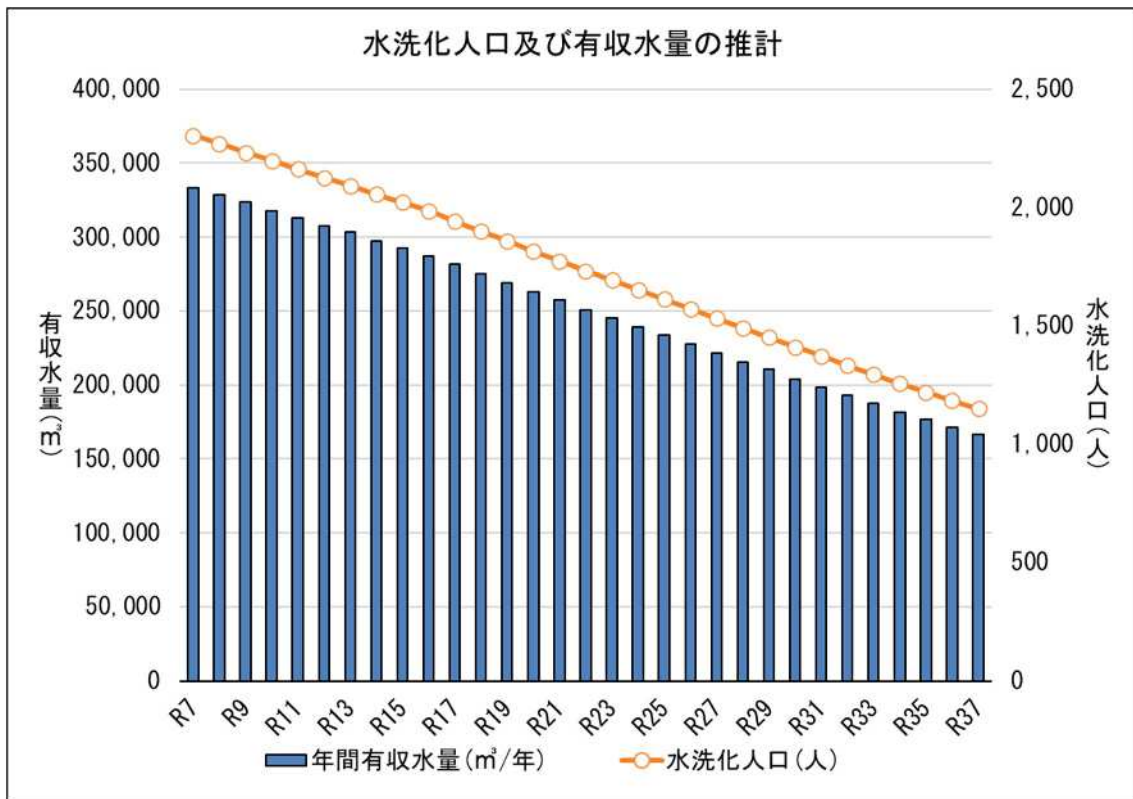


表 3-6 下水道事業における有収水量の予測結果

項目		有収水量 (m ³ /年)	項目		有収水量 (m ³ /年)
年度	年度				
R6	2024	344,102	R22	2040	231,872
R7	2025	308,271	R23	2041	226,520
R8	2026	303,856	R24	2042	221,035
R9	2027	298,771	R25	2043	215,549
R10	2028	294,222	R26	2044	210,197
R11	2029	289,406	R27	2045	204,845
R12	2030	284,589	R28	2046	199,493
R13	2031	280,040	R29	2047	194,141
R14	2032	275,357	R30	2048	188,789
R15	2033	270,808	R31	2049	183,571
R16	2034	265,991	R32	2050	178,219
R17	2035	259,836	R33	2051	173,001
R18	2036	254,217	R34	2052	168,051
R19	2037	248,731	R35	2053	163,234
R20	2038	242,978	R36	2054	158,417
R21	2039	237,492	R37	2055	153,868

3.4 汚水管路施設などの新設計画

特定環境保全公共下水道事業ではほぼ面整備が完了しているため、管路新設事業費は見込まないもの
とします。

3.5 汚水管路施設などの改築計画

特定環境保全公共下水道事業では令和5年度に改定されたストックマネジメント計画に基づき設
定を行います。ストックマネジメント計画では供用開始からの期間が短いため管路施設の改築は計
上されていません。

したがって、本経営戦略では老朽化管きよの調査費用のみ見込むものとします。

令和17(2035)年度までの汚水管路施設の改築・更新にかかる投資額は以下に示す通りです。

表 3-7 改築等に係る事業費(管きよ)

年度	項目	事業費 (千円)	備考
R7	2025	-	
R8	2026	-	
R9	2027	5,000	調査費用
R10	2028	-	
R11	2029	-	
R12	2030	-	
R13	2031	-	
R14	2032	5,000	調査費用
R15	2033	-	
R16	2034	-	
R17	2035	-	

※金額は全て税込

3.6 マンホールポンプの改築計画

特定環境保全公共下水道事業では令和5年度に改定されたストックマネジメント計画に基づき設定を行います。計画期間以降(令和9年度以降)はストックマネジメント計画を参考に事後保全分施設についても耐用年数に合わせて計上します。なお、マンホールポンプの改築費は過去の実績より、計上を行っています。

令和17(2035)年度までのマンホールポンプの改築・更新への投資額は以下に示す通りです。

表 3-8 マンホールポンプの改築計画

年度	項目	事業費 (千円)	備考
R7	2025	-	
R8	2026	-	
R9	2027		
R10	2028	3,000	調査費用
R11	2029	10,000	下染田 MP
R12	2030	10,000	上染田 MP
R13	2031	-	
R14	2032		
R15	2033	-	
R16	2034	20,000	下村 MP、古城 MP
R17	2035	-	

※金額は全て税込

3.7 流域下水道建設負担金の見通し

本町下水道事業では、球磨川上流流域下水道に接続しており、県が整備する終末処理場や流域幹線管渠の建設費について、受益規模に応じた建設負担金を計上しています。将来の負担額は、社会経済情勢や物価動向等の影響を受け変動することが想定されます。このため、本検討では令和17（2035）年度までの流域下水道建設負担金の投資額について、令和7年度予算額を固定値として設定します。

表 3-9 流域下水道建設負担金

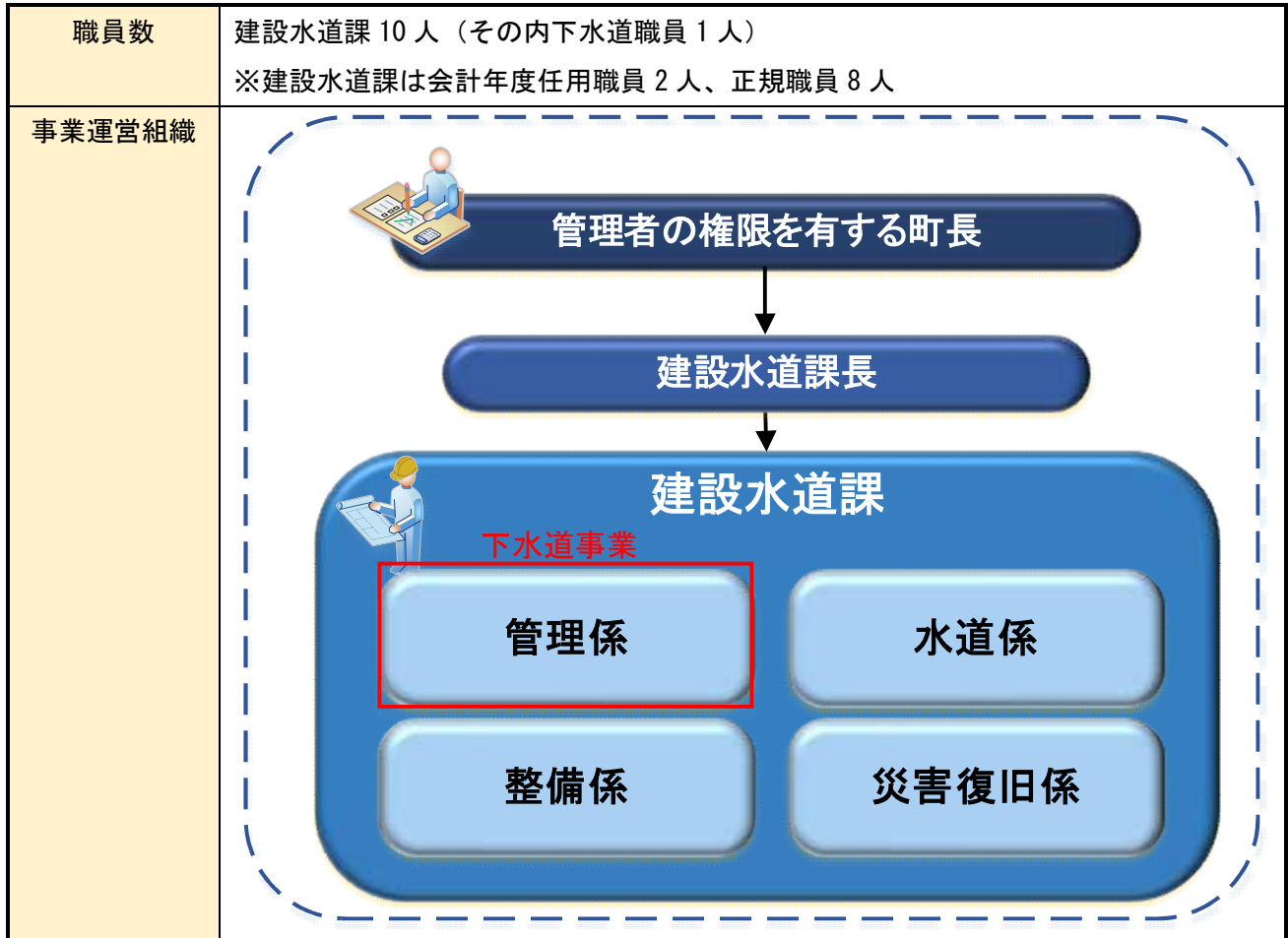
年度	項目	流域下水道建設負担金 (千円)	備考
R7	2025	12,965	令和7年度予算値
R8	2026	12,965	
R9	2027	12,965	
R10	2028	12,965	
R11	2029	12,965	
R12	2030	12,965	
R13	2031	12,965	
R14	2032	12,965	
R15	2033	12,965	
R16	2034	12,965	
R17	2035	12,965	

※金額は全て税込

3.8 組織の見通し

現在、下水道事業は、建設水道課にて事業執行しており、今後も同様の運営を行っていく予定です。

図 3-5 令和 7 年度以降の組織体制表



4 経営の基本方針

本町の下水道事業においては、今後は人口減少及び有収水量の減少等の社会変化に対応した事業経営が求められています。したがって、持続可能な下水道事業経営を推進していくため「第6次湯前町総合計画」をはじめとし、本町下水道事業に係る関連計画を上位計画として、以下の基本方針に基づき経営健全化に努めます。

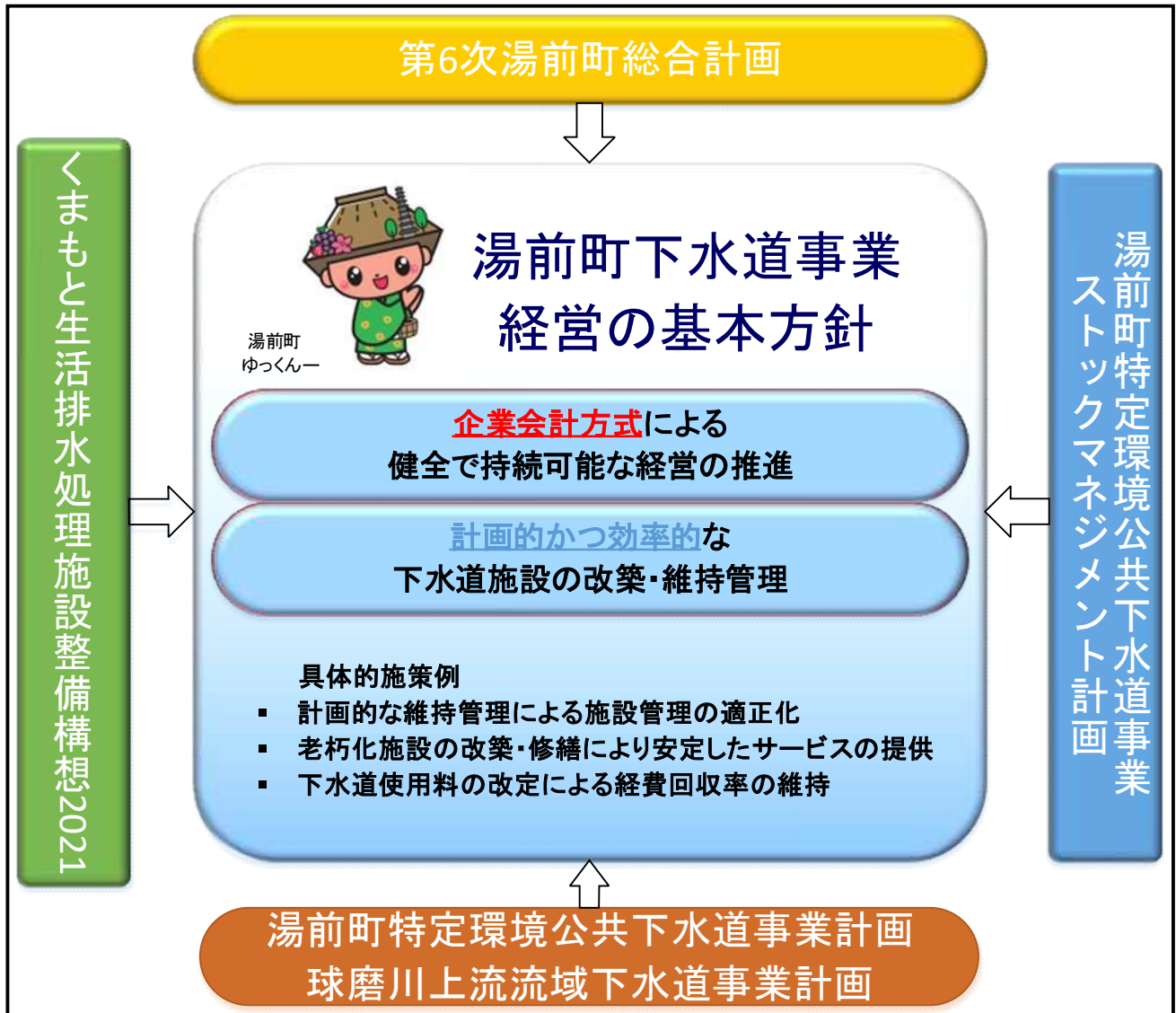


図 4-1 湯前町下水道事業経営の基本方針イメージ

5 投資・財政計画の策定

5.1 計画策定にあたっての考え方

投資・財政計画の策定にあたっては、収益的収支及び資本的収支について検討を行います。収益的収支とは下水道事業会計のうち下水道施設の運転・管理等、下水道事業の運営に必要となる経費及び財源のことであり、資本的収支とは下水道施設の建設または改築するための経費及び財源のことです。

将来の収支予測を検討するためには、収支の勘定科目ごとに諸条件を設定のうえ推計を行う必要があります。あり数多くのパターンが考えられます。

そこで、本経営戦略においては下水道使用料、建設改良費等、収支全体に占める割合が大きい勘定科目について、「3 将来の事業環境」にて示した今後の整備事業量等を反映させた『基本パターン』を設定し、その結果から収支ギャップがみられる場合にはこれら勘定科目ごとにシミュレーションを行い、最適な計画を立案します。

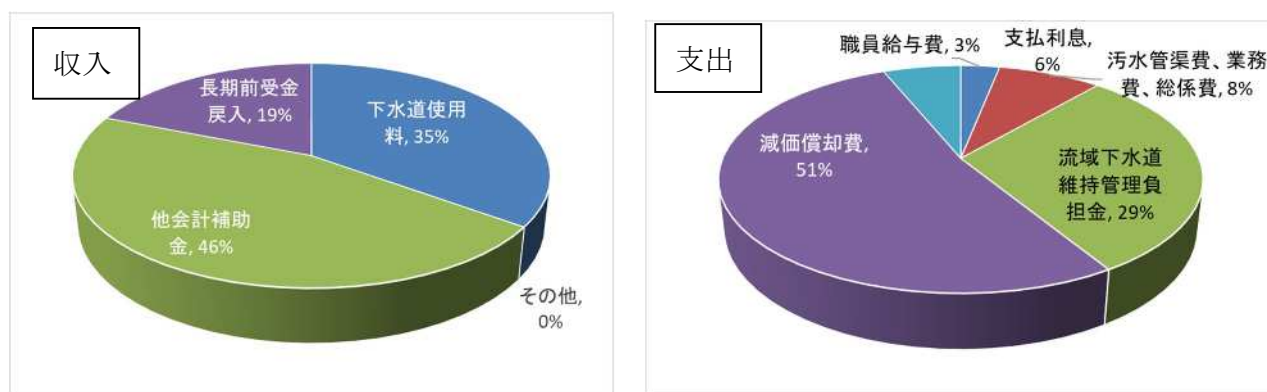


図 5-1 令和6年度予算収益的収支割合

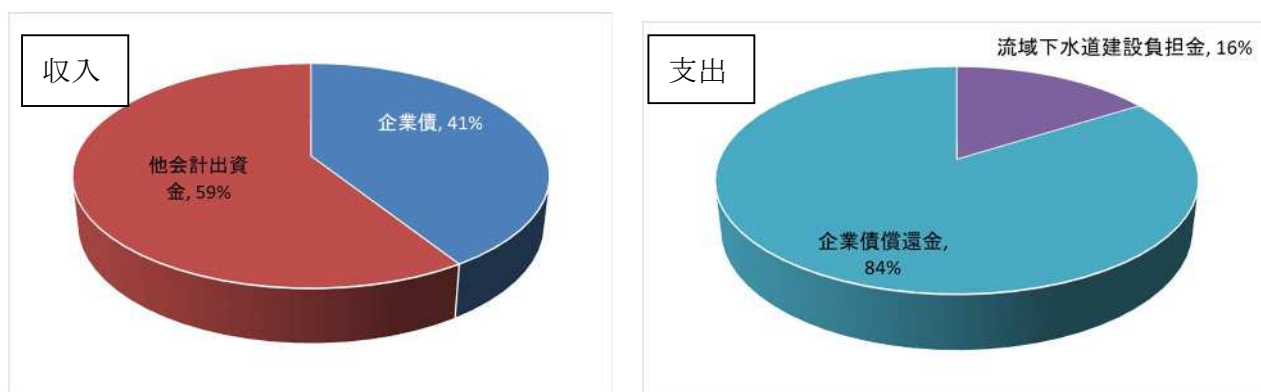


図 5-2 令和6年度予算資本的収支割合

例えば上図のように令和7(2025)年度予算で考えた場合、収益的収支を改善する場合は収益割合の大きい下水道使用料の改定が考えられます。

また、資本的収支では資本費平準化債の活用等が考えられます。

5.2 収益的収支における諸元設定

(1) 収益的収入

1) 下水道使用料

下水道使用料は、「3.3 有収水量の予測」にて推計した有収水量に使用料単価を乗ずることにより算定します。推計に用いる使用料単価は、令和6(2024)年度の有収水量及び下水道使用料から算出し事業ごとに推計を行います。

本町下水道事業における使用料単価は下表に示すとおりです。

表 5-1 使用料単価実績設定根拠(税抜)

有収水量 (m ³ /年)	下水道使用料 (円)	使用料単価 (令和6年度実績) (円/m ³)
344,102	51,654,993	150

上表に示した使用料単価を用いて将来の下水道使用料を推計すると次頁以降に示すとおりとなります。

表 5-2 特定環境保全公共下水道事業における下水道使用料推計

項目		有収水量 (m ³)	使用料単価 (円/m ³)	下水道使用料 (千円)	備考
R7	2025	308,271	150	46,240	308,271 × 150 ÷ 1,000 = 46,240
R8	2026	303,856	150	45,578	令和 7 年度と同様の手法で算定。
R9	2027	298,771	150	44,815	
R10	2028	294,222	150	44,133	
R11	2029	289,406	150	43,410	
R12	2030	284,589	150	42,688	
R13	2031	280,040	150	42,006	
R14	2032	275,357	150	41,303	
R15	2033	270,808	150	40,621	
R16	2034	265,991	150	39,898	
R17	2035	259,836	150	38,975	
R18	2036	254,217	150	38,132	
R19	2037	248,731	150	37,309	
R20	2038	242,978	150	36,446	
R21	2039	237,492	150	35,623	
R22	2040	231,872	150	34,780	
R23	2041	226,520	150	33,978	
R24	2042	221,035	150	33,155	
R25	2043	215,549	150	32,332	
R26	2044	210,197	150	31,529	
R27	2045	204,845	150	30,726	
R28	2046	199,493	150	29,923	
R29	2047	194,141	150	29,121	
R30	2048	188,789	150	28,318	
R31	2049	183,571	150	27,535	
R32	2050	178,219	150	26,732	
R33	2051	173,001	150	25,950	
R34	2052	168,051	150	25,207	
R35	2053	163,234	150	24,485	
R36	2054	158,417	150	23,762	
R37	2055	153,868	150	23,080	

※金額は税抜

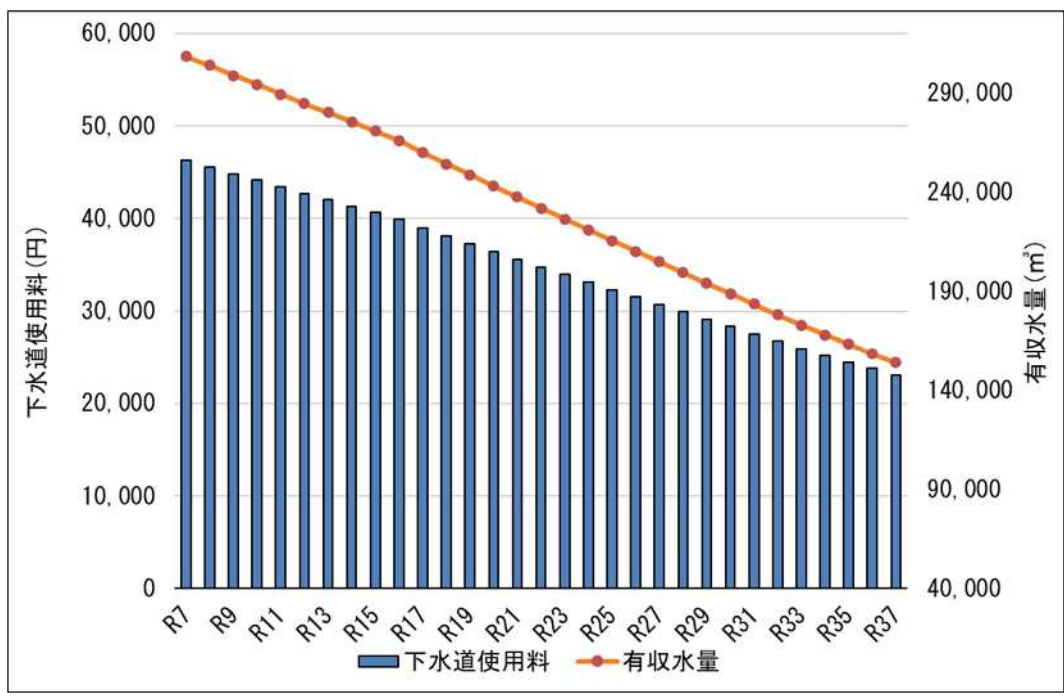


図 5-3 下水道使用料の推計結果

本町下水道事業における下水道使用料は、人口減少に伴う有収水量の減少により徐々に減少していく見込みです。令和 7 (2025) 年度で 46,240 千円ですが、令和 37 (2055) 年度では 23,080 千円となり、約 23,200 千円の収益減少が予測されます。

2) 他会計補助金

収益的収入に係る一般会計繰入金については、毎年総務省より発出される「地方公営企業繰入金について」に基づく「基準内繰入金」、主に収支の不足分に充てる「基準外繰入金」の2種類に大別されます。本町下水道事業における一般会計繰入金対象及び算出方法は次のとおりです。

表 5-3 他会計補助金算出方法

種別	項目	算出方法
基準内	分流式下水道等に要する経費	使用料対象経費から「適正な使用料（150 円/m ³ ）×当該年度の有収水量」を控除して算定
	流域下水道の建設に要する経費	起債台帳より利息分を集計（40%を計上）
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より利息分を集計
	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より利息分を集計
基準外	—	

【参考】分流水道に要する経費について

「分流水道に要する経費」は、汚水処理に係る費用から「適正と考えられる下水道使用料収益」及び「基準内繰入額」を除いてもなお、回収が困難である費用が対象となり、概念は次のとおりです。また、「適正な下水道使用料」とは、総務省が提言している下水道使用料収益の水準であり、使用料単価（下水道使用料÷有収水量）が150円/m³であることを基準として考えられています。

また、使用料単価を150円/m³に定めていることについては、一般家庭にて水道を20m³使用した場合の水道料金が全国平均で約3,000円/20m³（150円/m³）※であることを鑑みた基準値となっています。

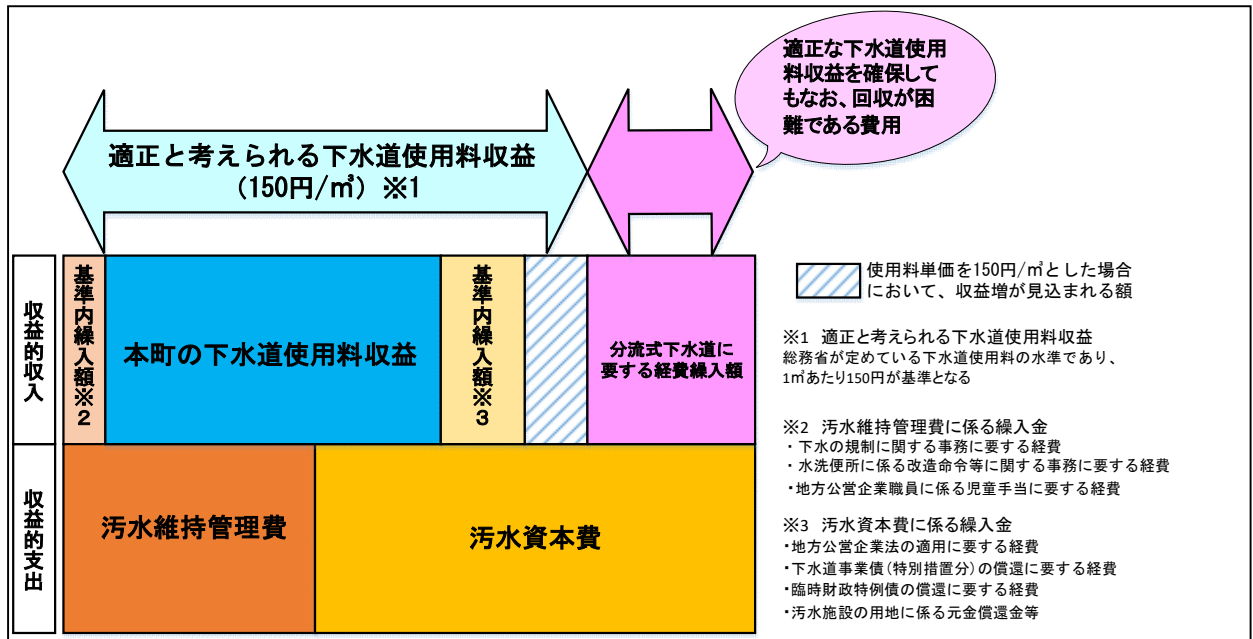


図 5-4 分流水道に要する経費のイメージ

※参照資料：「平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料」

「公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知)」

●分流水道の算出方法

1. 算定条件

- ①適正な下水道使用料：使用料単価 150円/m³
- ②令和8年度有収水量：303,856m³（弊社予測値）
- ③使用料対象経費：106,988千円

2. 算定結果

150円/m³×303,856m³=45,578千円（※適正な使用料収入）
106,988千円－45,578千円=61,410千円→分流水道に要する経費

3. 資本費との比較

資本費は、使用料対象経費となる減価償却費及び支払利息から用地取得の元金償還金を控除した額である。※本町では用地取得の元金償還金は対象外
資本費=49,394千円（減価償却費+支払利息）
61,410千円（分流水道に要する経費）>49,394千円（資本費）となるため、令和8年度の分流水道に要する経費は49,394千円となる。

4) 長期前受金戻入

長期前受金戻入は、令和 6 年度以前取得資産と令和 7 年度以降取得資産に分けて推計を行います。令和 6 年度以前の長期前受金戻入は固定資産一覧表の長期前受金戻入計算を延伸することにより算出します。また、下水道事業における令和 7 (2025) 年度以降の長期前受金戻入については、建設改良費に対する長期前受金(財源)の割合を設定することにより算出します。

表 5-4 特定環境保全公共下水道事業における長期前受金設定

割合	備考
50 %	一般的な国庫補助率

表 5-5 長期前受金戻入算出方法

項目	算出方法、算出式	
令和 6 年度まで分	開始時固定資産一覧表の計算延伸	
令和 7 年度分	予算値を採用	
令和 8 年度以降分	国庫補助金 長期前受金戻入	$\text{国庫補助金} \times \frac{\text{減価償却費総額}}{\text{建設改良費総額}}$

(2) 収益的支出

1) 減価償却費

令和 6 (2024) 年度以前取得資産の減価償却費は、固定資産一覧表の減価償却計算を計画期間中延伸することにより算出します。また、下水道事業の令和 7 (2025) 年度以降取得分における施設の耐用年数は、汚水管渠施設 50 年、マンホール形式ポンプ場、処理場に係る土木・建築施設 18 年、機械・電気設備 20 年として推計を行います。

表 5-6 令和 7 年度以降減価償却計算条件

項目	耐用年数	耐用年数根拠	残存価額	償却限度額	償却率
汚水管渠	50 年	通知	10%	95%	0.020
土木・建築施設	18 年	国土	10%	95%	0.055
機械・電気設備	20 年	通知、則	10%	95%	0.050
減価償却費		= (取得価額 - 残存価額) × 償却率			

※残存価額、償却限度額は取得価額に対する割合

※「通知」は「平成 24 年 10 月 19 日 総財公第 99 号 地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」を示す。

※「国土」は国土交通省通知(平成 25 年 5 月 16 日 国水下事第 7 号「下水道施設の改築について」)を示す。

※「則」は「地方公営企業法施行規則別表第 2 号」を示す。

※機械・電気設備の耐用年数のうち、機械設備は「通知」、電気設備は「則」に基づき算定。

2) 職員給与費

職員給与費は、「給料」、「手当」及び「法定福利費」で構成され、将来的に見込まれる職員数により変動しますが、「3.8 組織の見通し」にて示したとおり、今後職員数の増減は予定していないため、令和 8 (2026) 年度以降についても同様の職員費を計上します。

3) 経費

収益的支出における経費は、下水道施設について主に日常的な維持管理に係る委託料、修繕費等といった污水管渠費に加え、総係費を計上します。

投資・財政計画における下水道施設の経費は令和7(2025)年度予算値を基本としたうえで、近年の社会情勢を考慮して備消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、燃料費、修繕料などの一部科目については年間1%の物価上昇を見込むものとします。

なお、流域下水道維持管理負担金算出に用いる単価は球磨川上流流域下水道経営戦略(令和7年12月時点)を参考に以下の通り設定します。

○流域下水道維持管理負担算出式

流域下水道維持管理負担金 = 流入水量に応じた維持管理費 + 資本費

- ・ 流入水量に応じた維持管理費算出式

= 1 m³当りの単価※(円/m³) × 流入水量(m³)

- ・ 資本費算出式

= 資本費単価※(円/m³) × 流入水量(m³)

※球磨川上流流域下水道経営戦略(令和7年12月時点)より設定

流域下水道維持管理負担金算出結果を表 5-7 に示します。

表 5-7 流域下水道維持管理負担金算出結果

年度	流入水量 (m ³)	維持管理 分負担金 単価 (円/m ³)	維持管理 分負担金 (円)	資本費分 単価(円/ m ³)	資本費 (円)	流域下水 道維持管 理負担金 計(円)	
R7	2025	308,271	112	34,526,352	23	7,090,233	41,616,585
R8	2026	303,856	115	34,943,440	15	4,557,840	39,501,280
R9	2027	298,771	115	34,358,665	15	4,481,565	38,840,230
R10	2028	294,222	115	33,835,530	15	4,413,330	38,248,860
R11	2029	289,406	115	33,281,690	15	4,341,090	37,622,780
R12	2030	284,589	115	32,727,735	15	4,268,835	36,996,570
R13	2031	280,040	130	36,405,200	12	3,360,480	39,765,680
R14	2032	275,357	130	35,796,410	12	3,304,284	39,100,694
R15	2033	270,808	130	35,205,040	12	3,249,696	38,454,736
R16	2034	265,991	130	34,578,830	12	3,191,892	37,770,722
R17	2035	259,836	130	33,778,680	12	3,118,032	36,896,712

4) 支払利息

支払利息は、令和6(2024)年度まで発行分は起債台帳の年度別償還額を集計することにより算出します。令和7(2025)年度以降については、建設改良費等に対する企業債発行額を基に償還計算を行うことにより算出します。

表 5-8 支払利息算出手法

科目	種別	算出手法
支払利息	令和6年度まで発行分	起債台帳の年度別償還額より集計
	令和7年度以降予定分	企業債発行額より償還計算を行い推計

5) まとめ

収益的支出の設定方法について整理したものを表 5-9 に示します。

表 5-9 収益的支出設定方法まとめ

項	目	節	算出方法
営業費用			
汚水管渠費			
		給料	R7年度予算値を固定。
		手当等	R7年度予算値を固定。
		賞与引当金繰入額	R7年度予算値を固定。
		法定福利費	R7年度予算値を固定。
		法定福利費引当金繰入額	R7年度予算値を固定。
		備用品費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		通信運搬費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		工事請負費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
総係費			
		旅費	R7年度予算値を固定。
		備用品費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		燃料費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		光熱水費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		通信運搬費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		委託料	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		手数料	R7年度予算値を固定。
		修繕費	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
		保険料	R7年度予算値を固定。
		賃借料	R7年度予算値を固定。
		負担金	R7年度予算値に物価上昇率を毎年乗じて計上。
減価償却費			
		有形固定資産減価償却費	R7迄の固定資産管理はシステムより抽出したデータを延伸。R7以降は建設改良費に応じて算定。
		無形固定資産減価償却費	
その他営業費用			
流域下水道維持管理負担金			
		流域下水道維持管理負担金	流入水量に応じた維持費管理費＋資本費 算出に必要な1㎡当単価は球磨川上流流域下水道 経営戦略(令和7年12月時点)より設定
営業外費用			
支払利息及び企業債取扱諸費			
		企業債利息	令和6年度まで発行分は起債台帳の年度別償還額 を集計。令和7年度以降については、建設改良費等 に対する企業債発行額を基に償還計算。
その他営業外費用			
		その他雑支出	計上しない。

5.3 資本的収支における諸元設定

(1) 資本的収入

1) 企業債

①下水道事業債

一般に建設改良費の主な財源は、国庫補助金、企業債、受益者負担金等からなります。国庫補助金が財源に占める割合(充当率)は対象施設によって異なり、管路施設では最大50%、処理場施設では最大55%となり、残りは自己財源での対応となります。

したがって、令和7(2025)年度以降の下水道事業債は、建設改良費総額から国庫補助金及び受益者負担金を控除して算定します。

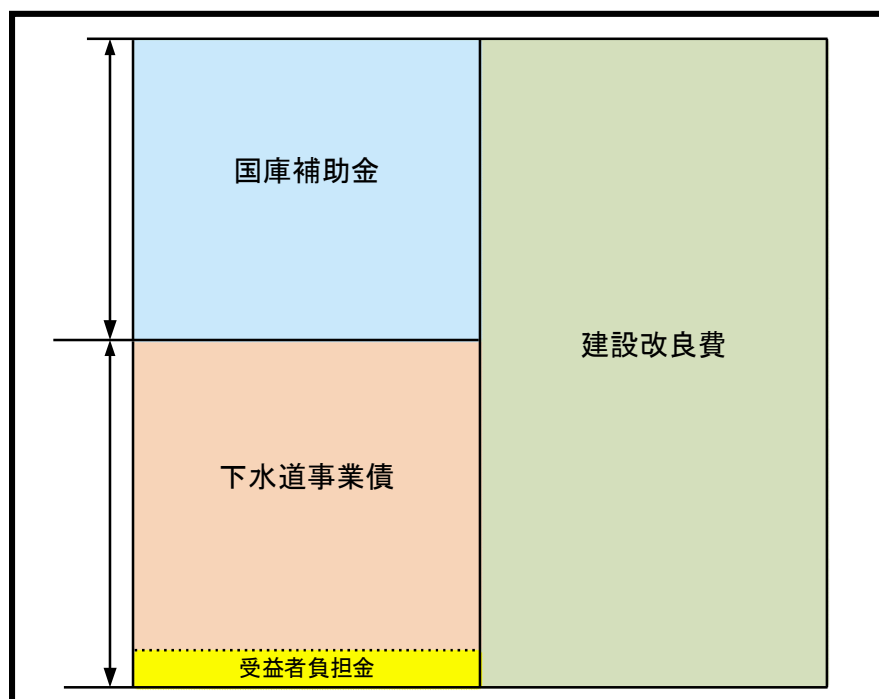


図 5-5 下水道事業における建設改良費に係る財源イメージ

②資本費平準化債

下水道事業における資本費平準化債は、下記の式により発行可能額を算定します。

$$\text{資本費平準化債発行可能額} = \text{企業債元金償還額} - \text{減価償却費} \text{ (長期前受金戻入控除)}$$

2) 他会計出資金

資本的収入に係る一般会計繰入金については、収益的収入の他会計補助金と同様、基準内繰入金と基準外繰入金に大別され、算出手法は次表に示すとおりです。

表 5-10 他会計出資金算出手法

種別	項目	算出手法
基準内	地方公営企業法の適用に要する経費	起債台帳より元金分を集計
	流域下水道の建設に要する経費	起債台帳より元金分を集計(40%を計上)
	臨時財政特例債分の経費	起債台帳より元金分を集計
基準外	—	

3) 国庫補助金

令和7(2025)年度以降の国庫補助金は、前段「(1) 収益的収入」の「4) 長期前受金戻入」にて示した国庫補助金割合を建設改良費に乗ずることにより算定します。

$$\text{令和7年度以降国庫補助金} = \text{令和7年度以降建設改良費} \times \text{設定国庫補助金割合}$$

(2) 資本的支出

1) 建設改良費

将来の建設改良費については 3. 将来の事業環境に整理した事業費を採用します。

2) 企業債償還金

令和 6 (2024) 年度以前の借入分は起債台帳の年度別償還額より元金分及び利子分を集計することにより算出します。

また、令和 7 (2025) 年度以降の償還額については下表の条件によるものとし、「4) 建設改良費」にて算定した建設計画に基づいて起債償還計算を行います。

次ページに企業債償還額の見込みを示します。

表 5-11 令和 7 年度以降借入分起債償還計算条件

種別	下水道事業債	資本費平準化債	備考
償還期間	40 年	40 年	
据置回数	5 回	5 回	
支払期数	年 2 回		
償還区分	元利均等方式		
利率	4.0%		直近の実績より設定

表 5-12 企業債償還額の見込み

年度	項目	元金(千円)	利息(千円)	元利(千円)
		R7	2025	61,504
R8	2026	55,241	7,114	62,355
R9	2027	50,268	6,478	56,746
R10	2028	44,740	5,878	50,619
R11	2029	42,881	5,342	48,223
R12	2030	36,570	4,847	41,418
R13	2031	30,499	4,464	34,964
R14	2032	27,211	4,180	31,391
R15	2033	23,619	3,940	27,559
R16	2034	21,734	3,764	25,498
R17	2035	19,898	3,631	23,529
R18	2036	18,621	3,538	22,159
R19	2037	18,060	3,472	21,531
R20	2038	17,433	3,422	20,855
R21	2039	15,232	3,396	18,628
R22	2040	14,772	3,408	18,180
R23	2041	13,103	3,439	16,542
R24	2042	13,666	3,487	17,153
R25	2043	11,355	3,536	14,891
R26	2044	8,994	3,616	12,610
R27	2045	9,486	3,715	13,201
R28	2046	8,971	3,808	12,779
R29	2047	9,608	3,961	13,569
R30	2048	9,792	3,917	13,709
R31	2049	10,430	4,056	14,486
R32	2050	10,916	4,124	15,040
R33	2051	11,403	4,185	15,587
R34	2052	11,890	4,237	16,127
R35	2053	12,377	4,284	16,660
R36	2054	12,864	4,323	17,187
R37	2055	11,843	4,275	16,118

5.4 財政収支シミュレーション(基本パターン)

直近の施設整備量等を踏まえ、「基本パターン」による財政収支シミュレーションを実施します。

なお、「基本パターン」では、各年度の純利益が0となるよう基準外繰入金を計上する前提としています。

5.5 基本パターンの考察

「基本パターン」による投資・財政計画表を作成した結果、次の特徴が挙げられます。

(1) 収益的収支について

収益的収入においては、令和8(2026)年度以降、人口減少等の影響により下水道使用料が減少しており、令和17(2035)年度までに約6,600千円の減少となる見込みです。

収益的支出においては、流域維持管理負担金の単価見直し(増額)等が予定されていますが、有収水量の減少により、収益的支出全体では令和8(2026)年度から令和17(2035)年度にかけて約3,500千円の減少となります。

また、污水管きよ費等の経費については年間1%の物価上昇を見込んでいることもあり、令和8(2026)年度と比較すると令和17(2035)年度では費用が増加しています。

収益的収支では、主な収益である下水道使用料が減少していく一方、営業費用等は増加していく見込みであることから、基準内繰入金のみでは賅うことができません。このため、計画期間を通じて平均約17,000千円の基準外繰入金が必要となっています。

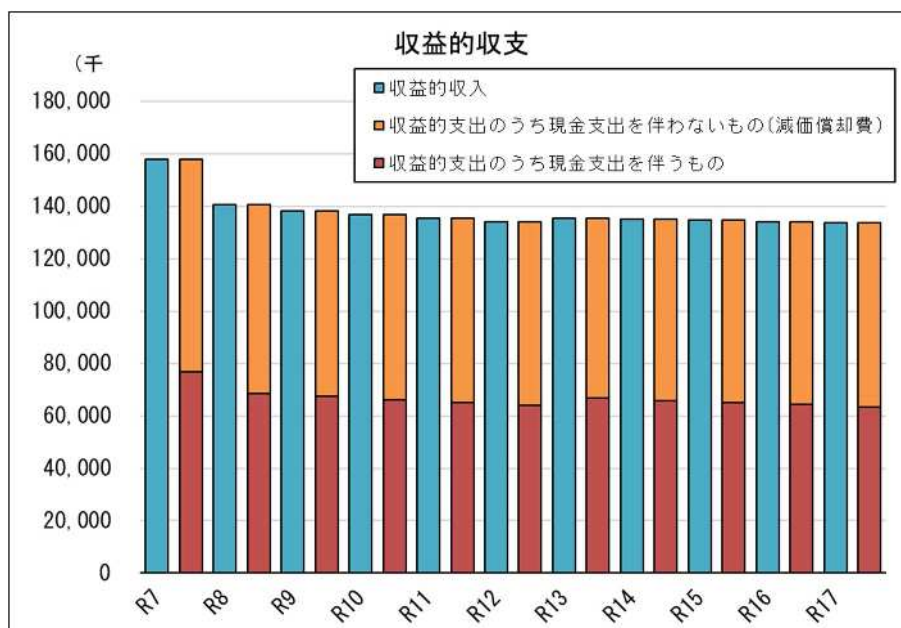


図 5-6 基本パターンによる収益的収支の推移

(2) 資本的収支について

資本的収入は、主に国庫補助金、企業債および一般会計繰入金（企業債償還金に係る基準内分の一部）で構成されており、当該年度の事業規模に応じて収入額が変動します。

一方、資本的収支における支出は、改築更新費用等の建設改良費および企業債償還金が計上されています。

資本的収支では支出に対して収入が不足していますが、この不足額については、「損益勘定留保資金（次頁に詳細を記載）」および「前々年度の純利益」で構成される「補填財源」により補填することが可能となっています。

なお、令和8年度については約4,100千円補填財源が不足しているため、4条の出資金にて不足分を充当しています。

その後、令和9年度以降は補填財源がプラスとなり内部留保が蓄積していく見込みとなっています。

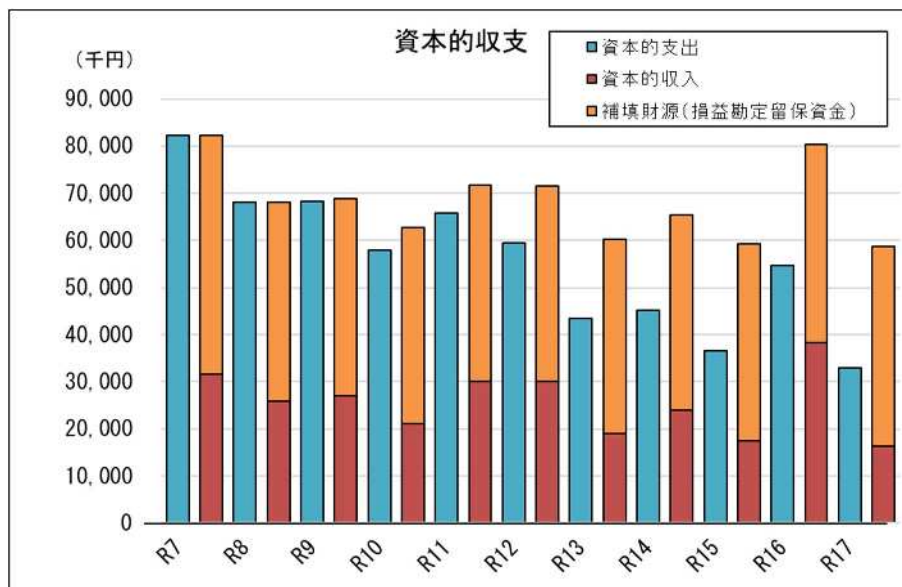


図 5-7 基本パターンによる資本的収支の推移

[補填財源について]

公営企業会計方式では、現金の支出はないものの、資産価値の減少分として費用を計上する減価償却費、同じく現金の収入はないものの、減価償却に伴って長期前受金相当分を収益化する長期前受金戻入があります。「現金を伴わない支出」である減価償却費（長期前受金戻入及び当年度の欠損金を控除）は、「損益勘定留保資金」と呼ばれ、前々年度の純利益と合わせた「補填財源」として資本的収支の不足分に充てられます。

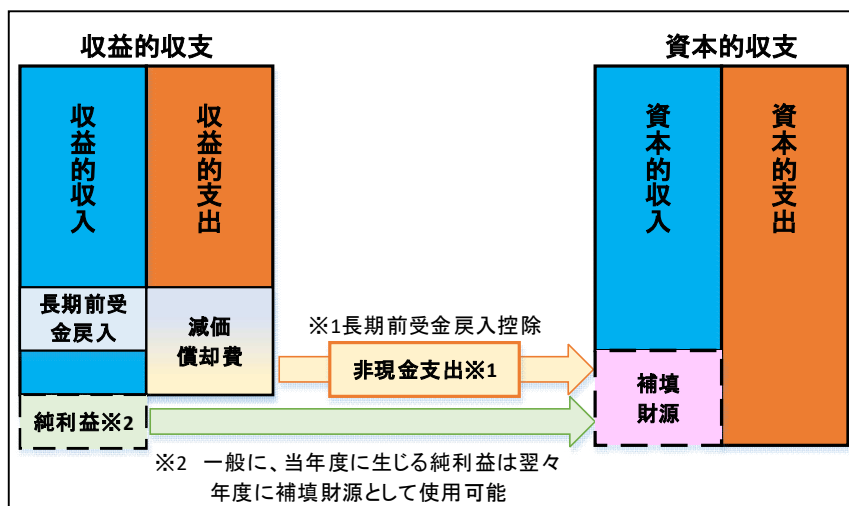


図 5-8 収益的収支、資本的収支の関係性イメージ

(3) 経費回収率について

基本パターンにおける経費回収率は、計画期間を通じて75%から65%の範囲で推移し、全体として減少傾向を示しています。これは、流域下水道維持管理負担金の増額や、物価上昇に伴う維持管理費の増加が要因であると考えられます。

基本パターンにおける経費回収率の推移を以下に示します。

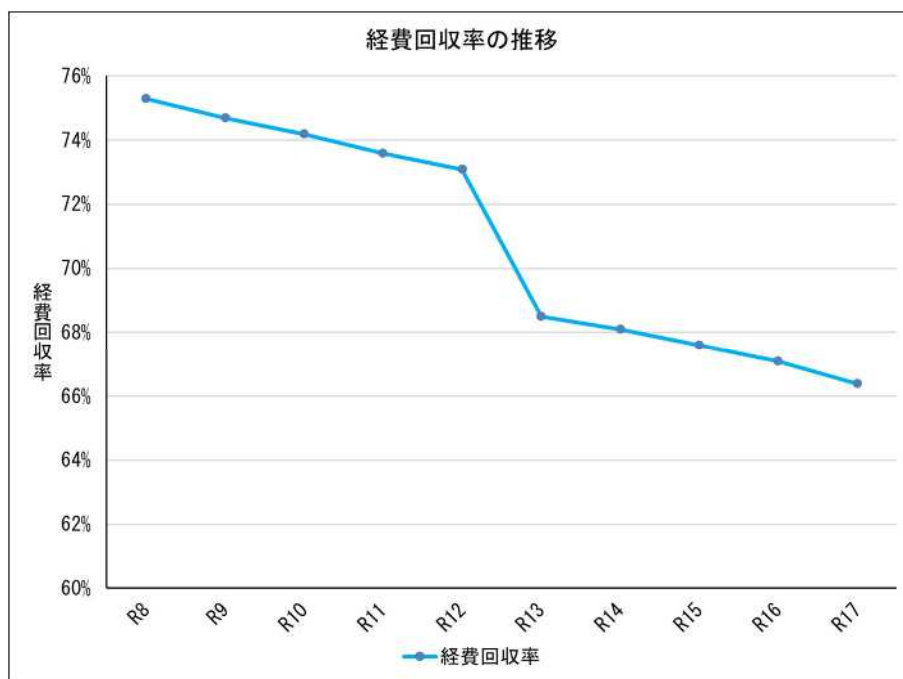


図 5-9 経費回収率の推移(基本パターン)

5.6 持続可能な下水道事業運営に向けた目標設定

持続可能な下水道事業運営のため、定量的な業績指標を以下に示します。

(1) 経常収支比率

経常収支比率は当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表します。本町下水道事業令和7(2025)年度における経常収支比率は100%を超えており、計画期間の令和17(2035)年度まで100%以上を維持することを目標とします。

表 5-13 経常収支比率目標

項目	R7 見込み	目標 R17
経常収支比率(%)	100	100 以上

(2) 経費回収率

汚水処理に要する経費は、事業運営に伴う収入を充てることが基本であり、下水道使用料等により賄うことが基本的な考え方となります。

令和7(2025)年度における本町下水道事業の経費回収率(見込み)は約71%となっています。経費回収率は、今後の費用増大に伴い、減少傾向となることが予想されます。

物価上昇などの社会情勢を考慮すると、直近で経費回収率を向上させることは困難であると考えられるため、令和17(2035)年度までに経費回収率を現状維持である71%以上とすることを目標とし、安定的な下水道事業運営を図ります。

表 5-14 経費回収率目標

項目(公共)	R7 見込み	目標 R17
経費回収率(%)	71	71(現状維持)

5.7 収入増加のための具体的取組及び実施時期

(1) 水洗化率向上に向けた取り組み

本町下水道事業では水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進(HP やチラシでの広報活動)を実施します。計画期間である令和 17(2035)年度に 90%を目標として水洗化率向上に取り組めます。

表 5-15 水洗化率目標

項目(公共)	実績(R6)	目標 R17
水洗化率(%)	85.6	90

5.8 支出削減のための具体的取組及び実施時期

(1) 効率的な民間活力の活用について

球磨川上流流域関連公共下水道事業では水質検査業務について、流域下水道事務局が代表して、維持管理業者へ委託を行う事務の共同化を実施しています。

今後も経営の効率化を図るため、令和 17 (2035) 年度までの計画期間中は、引き続き同様の委託形態を継続する方針です。

5.9 目標達成に向けた財政収支シミュレーションの作成

「5.6 持続可能な下水道事業運営に向けた目標設定」にて設定した運営目標達成に向けて、財政収支シミュレーションを作成します。

本シミュレーションは、「基本パターンの考察」にて作成した基本ケースをベースとし、目標達成に必要な条件を反映させるものとします。

【作成方針】

(1) 経常収支比率

基本ケースでは、純利益が0となるよう繰入金を設定していることから、同様の作成方針を踏襲することで、経常収支比率100%以上を確保します。

(2) 経費回収率

計画期間最終年度である令和17年度において経費回収率の目標値(71%)を達成できるよう財政収支シミュレーションを設定します。

具体的には、使用料改定を実施することにより使用料収入を確保し、経費回収率の向上を図ります。

なお、使用料の改定については、使用料改定にかかる準備期間を考慮し、令和11年度に実施するものとします。

段階的改定における使用料単価及び改定率を以下に示します。

表 5-16 使用料単価及び改定率

年度		項目	使用料単価 (円/m ³)	改定率
		R8～R10	2026～2028	150
R11～R17	2029～2035	165	10%	

使用料を令和11年度に10%改定することにより、経費回収率は令和17年度において約73%となり、経費回収率の目標は達成可能であると見込まれます。

次ページ以降に使用料改定後の財政収支シミュレーション考察結果を示します。

5.10 改善版財政収支シミュレーションの考察

(1) 収益的収支について

収益的収支については、基本パターンと同様に純利益が0となるよう繰入金を調整して設定していることから、経常収支100%を確保しています。

使用料収入については、使用料改定を実施するものの、人口減少に伴う有収水量の減少により、令和8年度から令和17年度までの間で約2,700千円の減少が見込まれます。

一方で、令和17年度単年度で見ると、基本パターンと比較して約3,900千円の収入増加が見込まれ、使用料改定による増収効果が確認できます。

収益的収支および下水道使用料の推移を以降に示します。

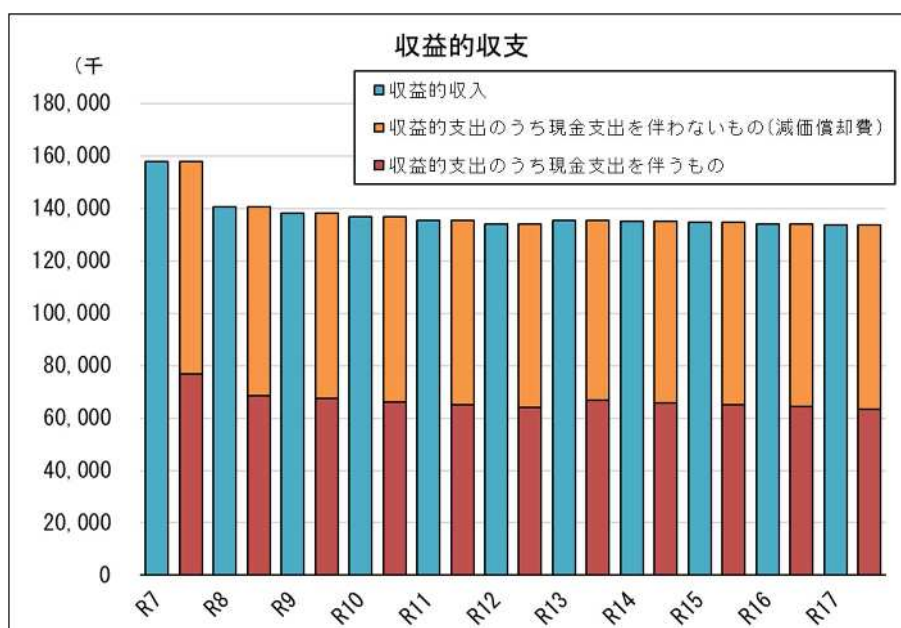


図 5-10 収益的収支の推移（使用料改定後）

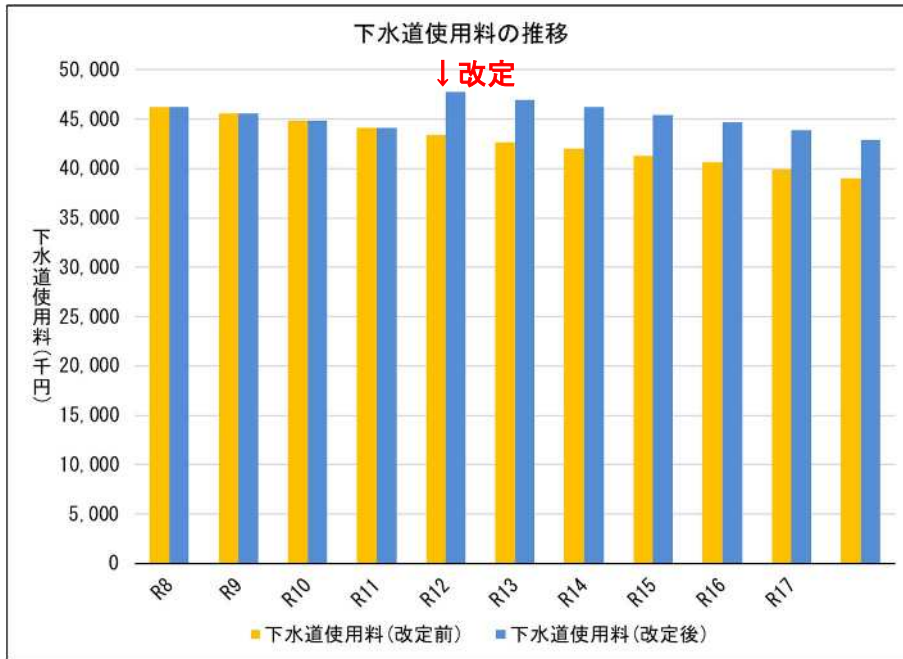


図 5-11 下水道使用料の推移 (使用料改定前・後)

(2) 資本的収支について

資本的収支については、基本パターンと同様に純利益を0とする前提で設定していることから、補填財源の変動はなく、収支構造に変化は生じていません。

資本的収支の推移を以下に示します。

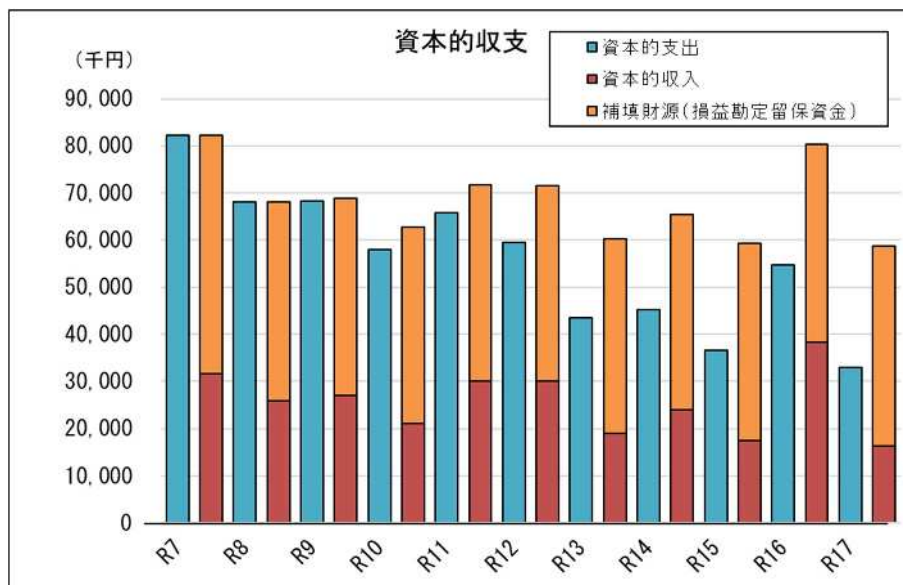


図 5-12 資本的収支の推移 (使用料改定後)

(3) 経費回収率

経費回収率は、令和 11 年度の使用料改定により一時的に約 80%まで上昇しますが、その後は物価上昇や人口減少および流域下水道維持管理負担金の増加により減少傾向となり、令和 17(2035)年度には約 73%となる見込みです。

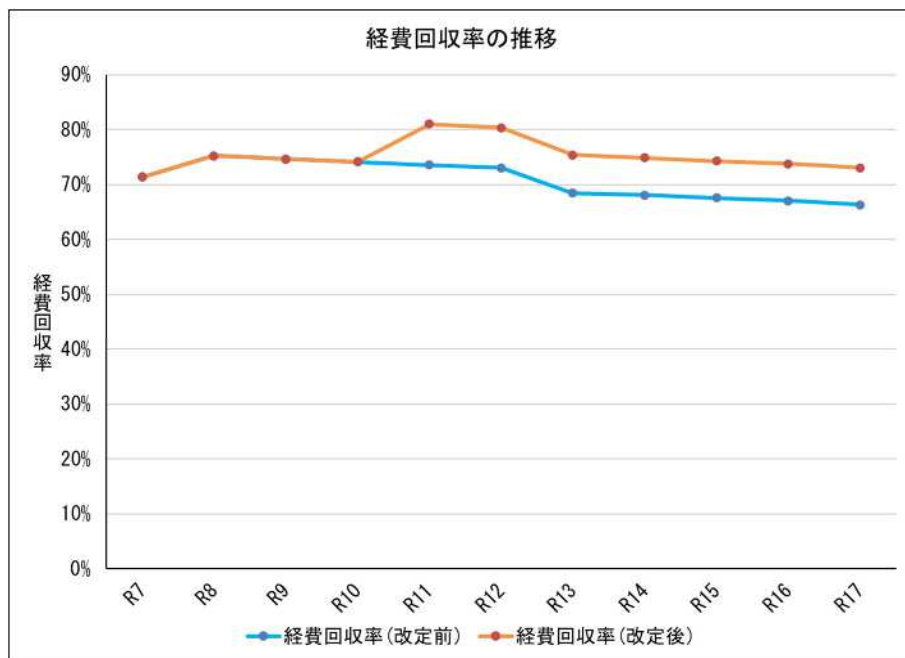


図 5-13 経費回収率の推移（使用料改定前・後）

(4) 投資・財政計画表

本経営戦略における投資・財政計画表は次表以降に示すとおりです。

投資・財政計画(収益的収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	令和14年度 2032年度	令和15年度 2033年度	令和16年度 2034年度	令和17年度 2035年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	55,078	45,578	44,815	44,133	47,751	46,957	46,206	45,433	44,683	43,888	42,872	
	(1) 下 水 道 使 用 料	55,057	45,578	44,815	44,133	47,751	46,957	46,206	45,433	44,683	43,888	42,872	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 営 業 外 収 益	102,836	94,964	93,493	92,720	87,721	86,953	89,341	89,568	89,924	90,264	90,677	
	(1) 補 助 金	72,296	64,934	63,941	63,474	58,733	58,347	61,271	61,498	61,854	62,194	62,607	
	他 会 計 補 助 金	72,295	64,934	63,941	63,474	58,733	58,347	61,271	61,498	61,854	62,194	62,607	
	そ の 他 補 助 金	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	30,540	29,744	29,266	28,960	28,702	28,320	27,784	27,784	27,784	27,784	27,784	
	(3) そ の 他		286	286	286	286	286	286	286	286	286	286	
	収 入 計 (C)	157,914	140,542	138,308	136,853	135,472	133,910	135,547	135,001	134,607	134,152	133,549	
	支 出	1. 営 業 費 用	144,889	129,428	127,830	126,975	126,130	125,063	127,083	126,821	126,667	126,388	125,918
		(1) 職 員 給 与 費	5,317	5,317	5,317	5,317	5,317	5,317	5,317	5,317	5,317	5,317	5,317
基 本 給 与 費		4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	4,422	
退 職 給 付 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ の 他		895	895	895	895	895	895	895	895	895	895	895	
(2) 経 費		58,550	52,047	51,484	50,993	50,468	49,943	52,815	52,254	51,712	51,135	50,367	
汚 水 管 渠 費		6,555	6,630	6,689	6,750	6,811	6,872	6,934	6,997	7,060	7,125	7,189	
総 係 費		5,877	5,916	5,955	5,994	6,034	6,074	6,115	6,156	6,197	6,239	6,281	
流域下水道維持管理負担金		46,118	39,501	38,840	38,249	37,623	36,997	39,766	39,101	38,455	37,771	36,897	
(3) 減 価 償 却 費		81,022	72,064	71,029	70,665	70,345	69,804	68,952	69,250	69,638	69,936	70,234	
2. 営 業 外 費 用		13,026	11,114	10,478	9,878	9,342	8,847	8,464	8,180	7,940	7,764	7,631	
(1) 支 払 利 息		8,826	7,114	6,478	5,878	5,342	4,847	4,464	4,180	3,940	3,764	3,631	
(2) そ の 他		4,200	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
支 出 計 (D)	157,914	140,542	138,308	136,853	135,472	133,910	135,547	135,001	134,607	134,152	133,549		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
流 動 資 産 (J)	資 産 計	104,508	104,508	105,151	110,551	121,903	145,261	185,386	245,709	328,858	437,673	572,393	
	う ち 未 収 金	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050		
	流 動 負 債 (K)	負 債 計	74,857	65,344	60,371	54,843	52,984	46,673	40,602	37,314	33,722	31,837	
		う ち 企 業 債 分	69,209	55,241	50,268	44,740	42,881	36,570	30,499	27,211	23,619	21,734	
		う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金		5,153	5,153	5,153	5,153	5,153	5,153	5,153	5,153	5,153	5,153		
う ち 引 当 金	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950	4,950			
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	△ 98,860	△ 94,405	△ 95,048	△ 100,448	△ 111,800	△ 135,158	△ 175,283	△ 235,606	△ 318,755	△ 427,570	△ 562,290		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	55,078	45,578	44,815	44,133	47,751	46,957	46,206	45,433	44,683	43,888	42,872		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	△ 98,860	△ 94,405	△ 95,048	△ 100,448	△ 111,800	△ 135,158	△ 175,283	△ 235,606	△ 318,755	△ 427,570	△ 562,290		
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	55,078	45,578	44,815	44,133	47,751	46,957	46,206	45,433	44,683	43,888	42,872		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

投資・財政計画(資本的収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度	2035年度
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	14,262	17,012	14,427	19,762	19,762	14,262	17,012	14,262	25,262	14,262
	うち資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	11,625	7,352	6,466	4,893	4,797	4,801	4,148	3,294	1,951	2,056
	3. 他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国(都道府県)補助金	0	2,750	165	5,500	5,500	0	2,750	0	11,000	0
	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 受 益 者 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (A)	25,886	27,113	21,058	30,154	30,058	19,063	23,909	17,556	38,213	16,318	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
純 計 (A)-(B) (C)	25,886	27,113	21,058	30,154	30,058	19,063	23,909	17,556	38,213	16,318	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	12,965	17,965	13,265	22,965	22,965	12,965	17,965	12,965	32,965	12,965
	汚水管渠建設費	0	5,000	300	10,000	10,000	0	5,000	0	20,000	0
	流域下水道建設負担金	12,965	12,965	12,965	12,965	12,965	12,965	12,965	12,965	12,965	12,965
	2. 企 業 債 償 還 金	55,241	50,268	44,740	42,881	36,570	30,499	27,211	23,619	21,734	19,898
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	68,206	68,233	58,005	65,846	59,535	43,464	45,176	36,584	54,699	32,863	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	42,320	41,120	36,947	35,692	29,477	24,401	21,267	19,028	16,486	16,545	
補 填 財 源	1. 当年度損益勘定留保資金	42,320	41,763	41,705	41,643	41,484	41,168	41,466	41,854	42,152	42,450
	2. 前年度利益剰余金処分類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 過年度損益勘定留保資金	0	0	643	5,400	11,352	23,358	40,124	60,323	83,149	108,815
	4. 過年度利益剰余金処分類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計 (F)	42,320	41,763	42,347	47,043	52,835	64,526	81,590	102,177	125,301	151,265	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	△ 643	△ 5,400	△ 11,352	△ 23,358	△ 40,124	△ 60,323	△ 83,149	△ 108,815	△ 134,720	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

○他会計繰入金

年 度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分											
収 益 的 収 支 分		64,934	63,941	63,474	58,733	58,347	61,271	61,498	61,854	62,194	62,607
	うち基準内繰入金	50,244	49,042	48,381	47,792	47,159	46,485	46,524	46,704	46,869	47,090
	うち基準外繰入金	14,690	14,899	15,092	10,941	11,188	14,787	14,974	15,150	15,325	15,517
資 本 的 収 支 分		11,625	7,352	6,466	4,893	4,797	4,801	4,148	3,294	1,951	2,056
	うち基準内繰入金	7,498	7,352	6,466	4,893	4,797	4,801	4,148	3,294	1,951	2,056
	うち基準外繰入金	4,126	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		76,559	71,293	69,940	63,625	63,144	66,072	65,645	65,148	64,145	64,663

6 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗状況について、PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実施、Check：検証、Action：見直し・改善）の考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて本経営戦略の見直しまたは改善検討を行う必要がある。

(1) 毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認し、乖離が大きい場合は原因を調査するとともに、次回改定に向けての課題として整理する。
特に、収入支出の割合が大きい収益的収入の下水道使用料、資本的支出の建設改良費については重点的に検証を行う。
- 経営指標を用いた分析により、経営健全化に向けた状況把握及び今後の取組の方向性を確認する。
- 毎年度の進捗管理の結果を確認し、計画と乖離がある場合は適宜計画の修正を実施する。

(2) 検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の状況を把握する。
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価を行う。
- 概ね5年ごとに投資計画および財源の内容の検証および見直しを行う。
- 経営指標を分析し、経営状況の再評価および必要に応じて新たな目標を設定する。

表 6-1 経営戦略事後検証及び改定スケジュール

種別	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035
事後 検証	計画	○	○	○	○	次計画	○	○	○	○	次計画
改定 作業	見直し				●	見直し				●	見直し